

# 富津市男女共同参画計画 (最終案)

令和 5 年 3 月  
富 津 市



# 目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 男女共同参画をめぐる動き	2
3 計画の性格	7
4 計画の期間	8
第2章 富津市の男女共同参画の現状・課題	9
1 統計から見る現状	9
2 アンケート調査結果から見る現状	15
3 計画策定にあたっての課題	30
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 施策の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標Ⅰ 多様性の意識づくり	37
主要課題1 多様性や人権意識の醸成	37
主要課題2 男女平等意識の醸成	39
基本目標Ⅱ あらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり (女性活躍推進計画)	41
主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画	41
主要課題2 家庭・地域社会における男女共同参画	42
主要課題3 誰もが望む働き方ができる環境づくり	43
基本目標Ⅲ 誰もが共に安心して暮らせる環境づくり	45
主要課題1 あらゆる暴力の防止	45
主要課題2 安心して活動できる環境の整備	45
主要課題3 健やかに安心して暮らせる環境の整備	47
第5章 計画の推進	48
1 計画の推進	48
2 施策の点検・評価	48

---

# 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の目的

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国において、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

本市では、2006（平成18）年当時の市の総合計画（基本構想）の将来都市像である「躍動とにぎわい 安らぎとふれあいの交差するまち ふつつ」にふさわしい男女共同参画社会の実現を目指し、2006（平成18）年に「富津市男女共同参画計画 ～男女がふれあい支えあうまちの実現を目指して～」を策定し、男女共同参画の推進に関する様々な施策・事業を展開してきました。

また、富津市男女共同参画のまちづくり条例（以下、「条例」という。）を2009（平成21）年4月1日から施行し、市、市民、事業者など市を支えるすべての人々が一体となって男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意しました。

しかしながら、社会全体においては固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画が十分ではなく、家事は女性が担っていることが多い状況です。

また、女性の就業率は増加しており、女性が仕事をするということについて肯定的な意見が多いものの、男女共同参画を進めていくためには、ワーク・ライフ・バランスの実現も課題として残されています。

さらに、2019（令和元）年に発生したCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）により、「新しい生活様式」等、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、テレワークの導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。しかし一方で、コロナ禍による社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。

このような男女共同参画を取り巻く社会情勢を踏まえ、これまでの取組の更なる推進と、新たな課題に対応していくため、「富津市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定するものとします。

## 2 男女共同参画をめぐる動き

### (1) 国際的な動向

世界では、国際連合が提唱した1975（昭和50）年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における「世界行動計画」の採択をはじめ、1976（昭和51）年から始まる「国連婦人の10年」に続く様々な取り組みが行われてきました。1979（昭和54）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も1985（昭和60）年に批准しました。

1995（平成7）年に開かれた第4回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12の重大問題領域を設定し、2000（平成12）年の国連特別総会（女性2000年会議）、2015（平成27）年の第59回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取り組み状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

また、2015（平成27）年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール（目標）と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

「SDGs」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール、ターゲットを設定していますが、17のゴールの中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深いゴールが盛り込まれています。

男女共同参画に関する主な世界の動き

年	できごと
1975（昭和50）年	国際婦人年世界会議で「世界行動計画」の採択
1979（昭和54）年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
1985（昭和60）年	第3回世界女性会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1995（平成7）年	第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択
2000（平成12）年	国連特別総会「女性2000年会議」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）採択
2010（平成22）年	第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）
2011（平成23）年	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足
2015（平成27）年	第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

## (2) 国の動向

国においては、1999（平成11）年6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

2010（平成22）年に策定された「第3次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）をはじめとする様々な取り組みが進められてきました。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災においては、避難所運営などにおいて女性のニーズへの配慮や意思決定過程への女性の参画が十分でなかったこと、防災分野や地域・社会全体で男女共同参画が十分に進んでいないことなど、防災分野における男女共同参画の推進について更に取り組みを進める必要性が明らかとなり、「防災基本計画」の修正、「災害対策基本法」の改正、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の作成などの取り組みが進められてきました。

2012（平成24）年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が策定されました。

2015（平成27）年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、職業生活における女性の活躍を進めるとともに、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立をめざした取り組みが進められてきました。そして2019（令和元）年、女性活躍推進法等の一部改正により、ハラスメントの防止等、取り組みが強化されました。

また、政治分野においては、2018（平成30）年に政治分野における男女共同参画推進法が議員立法で成立し、基本原則として議会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざし、各主体における取り組みが始まったところです。

そして、リベンジポルノが若年層を中心に社会問題化しており、2014（平

成26)年11月に、リベンジポルノに罰則を設ける「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ法)」が成立しました。

こうした中、2015(平成27)年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、女性活躍推進法を踏まえ、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題に対する施策が展開されています。

さらに、2020(令和2)年7月には「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」が示され、同年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、めざすべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が示され、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

男女共同参画に関する主な国の動き

年	できごと
1999(平成11)年	「男女共同参画社会基本法」施行
2000(平成12)年	「男女共同参画基本計画」策定
2005(平成17)年	「第2次男女共同参画基本計画」策定
2010(平成22)年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2015(平成27)年	「女性活躍推進法」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定
2020(令和2)年	「第5次男女共同参画基本計画」策定

### (3) 千葉県の動向

千葉県においては、1991（平成2）年に「さわやかちば女性プラン」を策定し、2001（平成13）年3月に男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画基本計画」が策定しました。

2021（令和3）年に「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、豊かで活力ある千葉県を維持していくために、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる社会の実現、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指しています。

男女共同参画に関する主な県の動き

年	できごと
1991（平成2）年	「さわやかちば女性プラン」策定
2001（平成13）年	「千葉県男女共同参画基本計画」策定
2006（平成18）年	「千葉県男女共同参画計画（第2次）」策定
2011（平成23）年	「第3次千葉県男女共同参画計画」策定
2016（平成28）年	「第4次千葉県男女共同参画計画」策定
2021（令和3）年	「第5次千葉県男女共同参画計画」策定



#### (4) 本市の動向

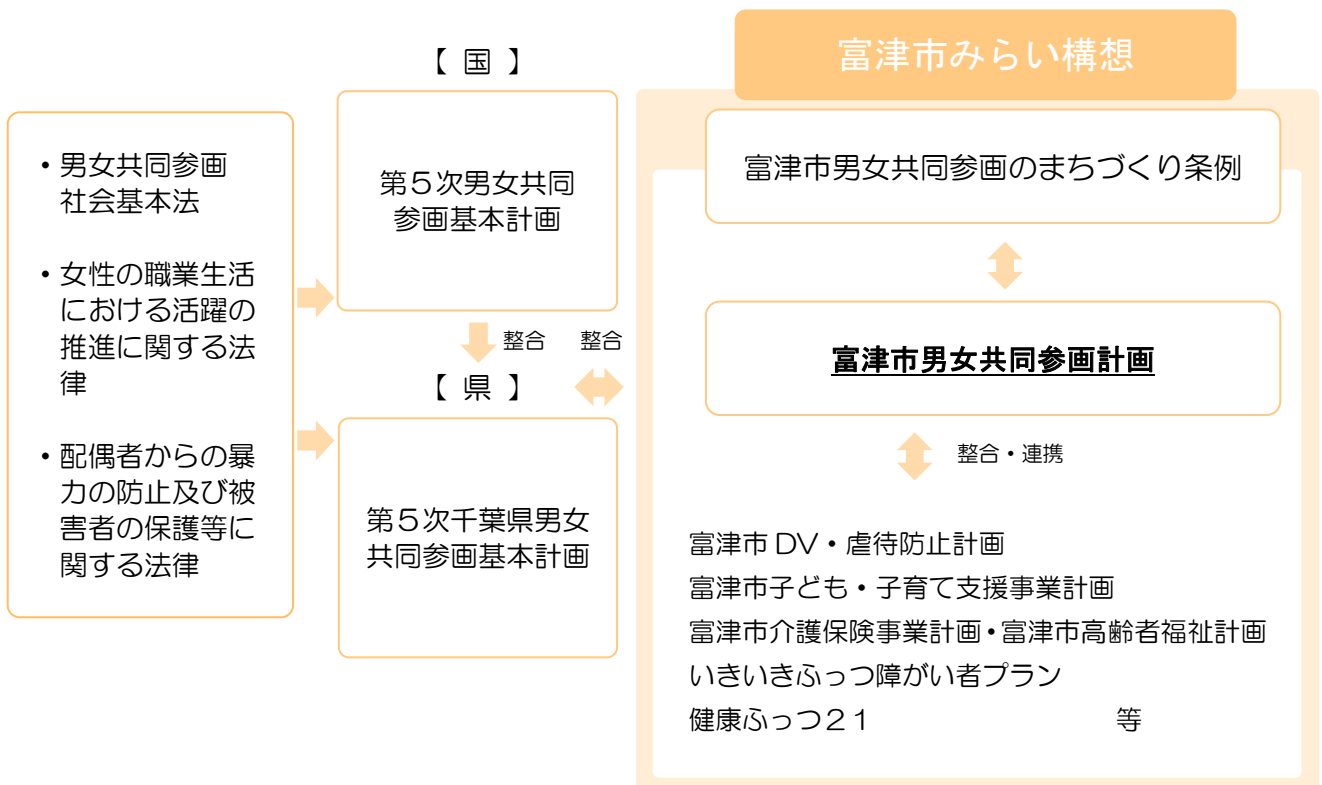
---

本市においては、男女共同参画社会基本法の制定を受け、2000（平成12）年に策定した基本構想及びこれに基づく第1次基本計画に男女共同参画社会の推進を位置付け、市民福祉部福祉事務所において男女共同参画への取組が始まりました。その後、当該取組を総合的・計画的に推進するため、2004（平成16）年には総合政策部企画課に「男女共同参画の推進に関すること」が事務分掌化され、2005（平成17）年4月に「富津市男女共同参画推進本部」を設置し、「富津市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画に関する施策の効果的な推進を図ることとし、男女共同参画の推進に関する様々な施策・事業を展開してきました。

また、富津市男女共同参画のまちづくり条例（以下、「条例」という。）を2009（平成21）年4月1日から施行し、市、市民、事業者など市を支えるすべての人々が一体となって男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意し、条例第9条では、「市長は、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定めており、計画に基づき、男女共同参画に係る意識づくりに向けた広報・啓発活動等の実施、また、あらゆる分野において男女が共に参画できる環境を整備するため、審議会等における女性委員の参画拡大や市女性管理職の登用の推進を図るとともに、市内企業・関係団体等に対して、女性参画拡大に向けた周知などを行い、さらに、男女が共に安心して暮らせる環境を整備するため、子育て支援や介護支援等に係る事業を推進するなど様々な取り組みを行ってきました。

### 3 計画の性格

- ① 本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものです。
- ② 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「富津市男女共同参画のまちづくり条例」第9条に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定しています。
- ③ 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次千葉県男女共同参画基本計画」との整合を図り、「富津市みらい構想」をはじめとした関連諸計画との調和を保ちながら策定しました。
- ④ 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村推進計画」として位置付けます。
- ⑤ 本計画は、「市民アンケート調査」による市民の意見や有識者等で構成する「富津市男女共同参画審議会」の意見等を反映し、策定しました。



## 4 計画の期間

計画期間は2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

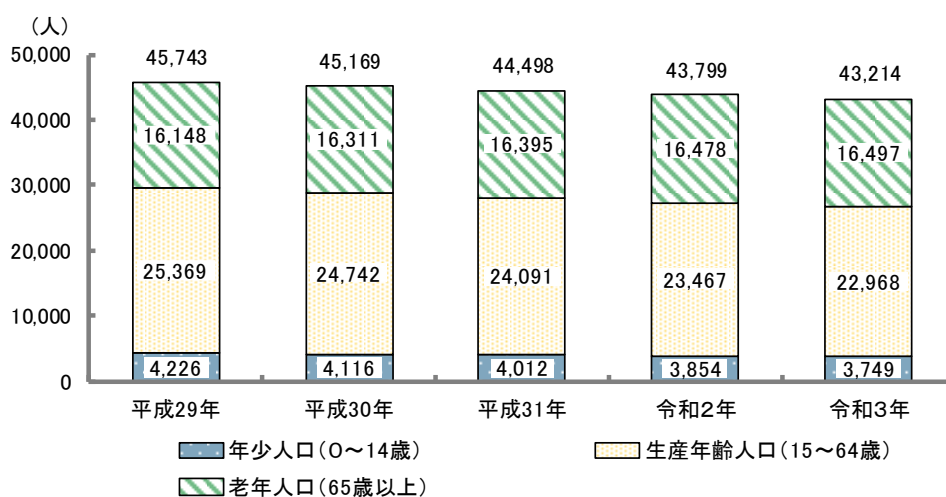
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
富津市			富津市男女共同参画計画				
千葉県	第5次千葉県男女共同参画基本計画 (令和3年度～令和7年度)						
国	第5次男女共同参画基本計画						

## 1 統計から見る現状

### (1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

総人口をみると、平成29年から令和3年にかけて減少傾向になっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）は年々増加しており、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しています。

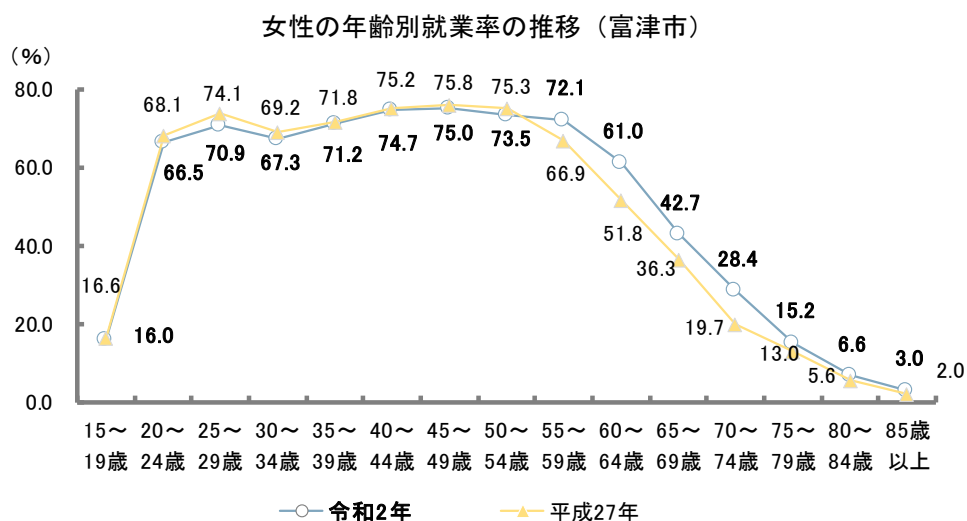
総人口及び年齢3区分別人口の推移



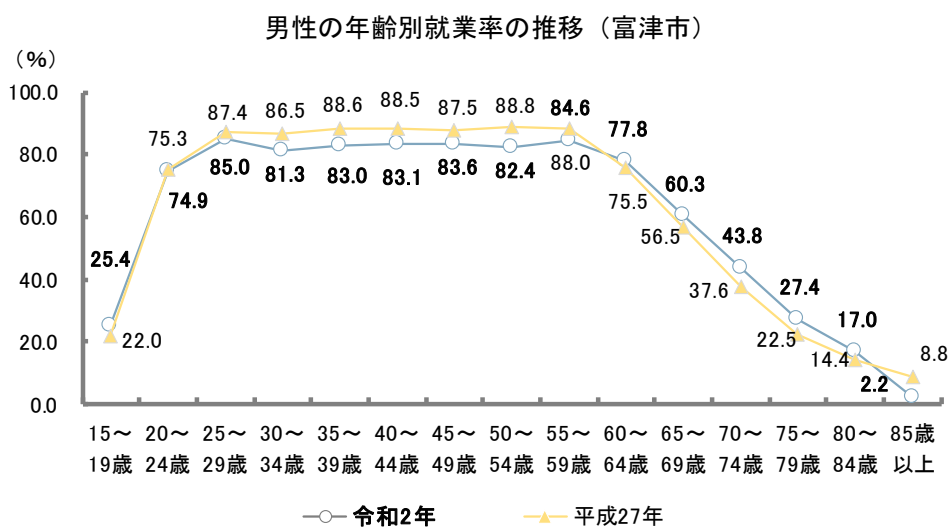
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## (2) 年齢別就業率の推移

令和2年の女性の年齢別就業率を5年前と比較してみると、20歳から34歳の年代の就業率は、1.5ポイント以上減少しており、また、55歳以上の年代では、増加しています。

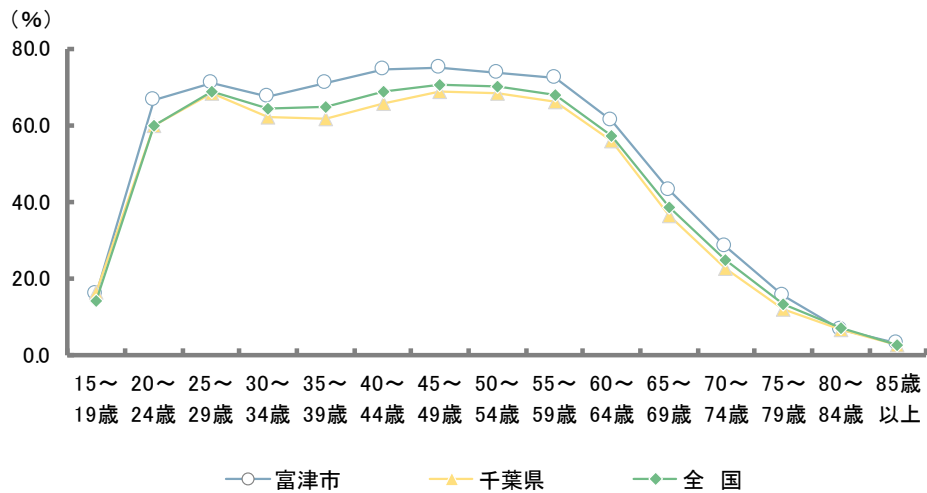


令和2年の男性の年齢別就業率を5年前と比較してみると、20歳から59歳の年代の就業率は、減少しており、また、60歳から84歳の年代では、増加しています。



令和2年の女性の労働力率を国・県と比較すると、全ての年代で数値が高くなっており、M字カーブの谷が浅くなっています。

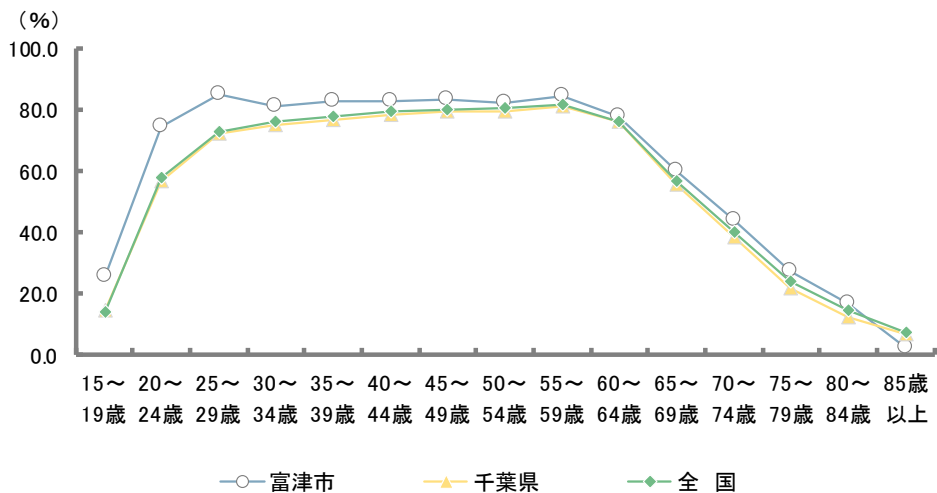
女性の年齢別就業率の推移（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

令和2年の男性の労働力率を国・県と比較すると、85歳以上の年代以外の全ての年代で数値が高くなっています。

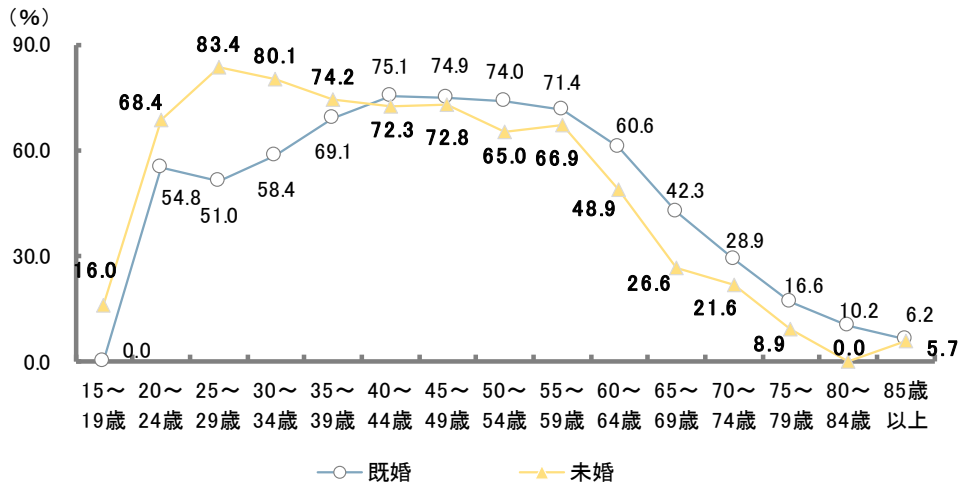
男性の年齢別就業率の推移（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

女性の既婚・未婚別の年齢別就業率をみると、20歳から39歳の年代で既婚の就業率が低くなっています。特に、25歳から29歳では30ポイント以上低くなっています。

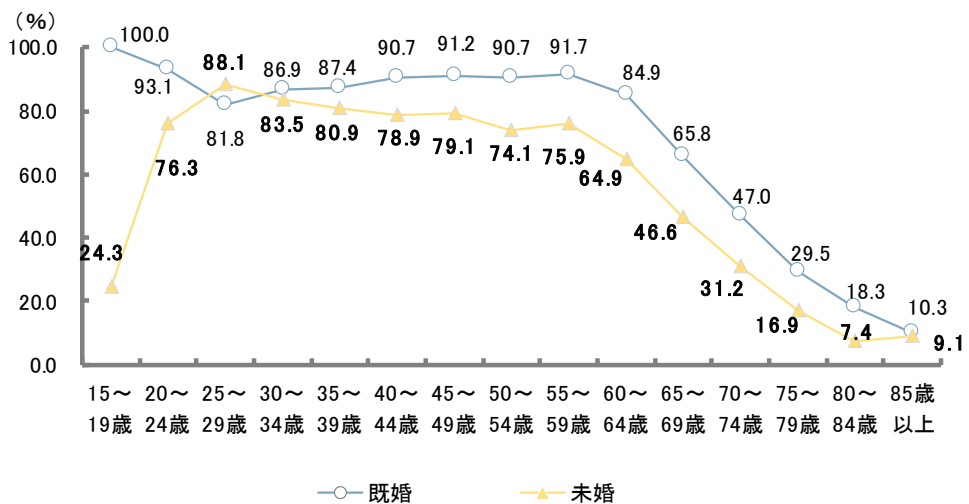
女性の年齢別就業率の推移（既婚・未婚比較）（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

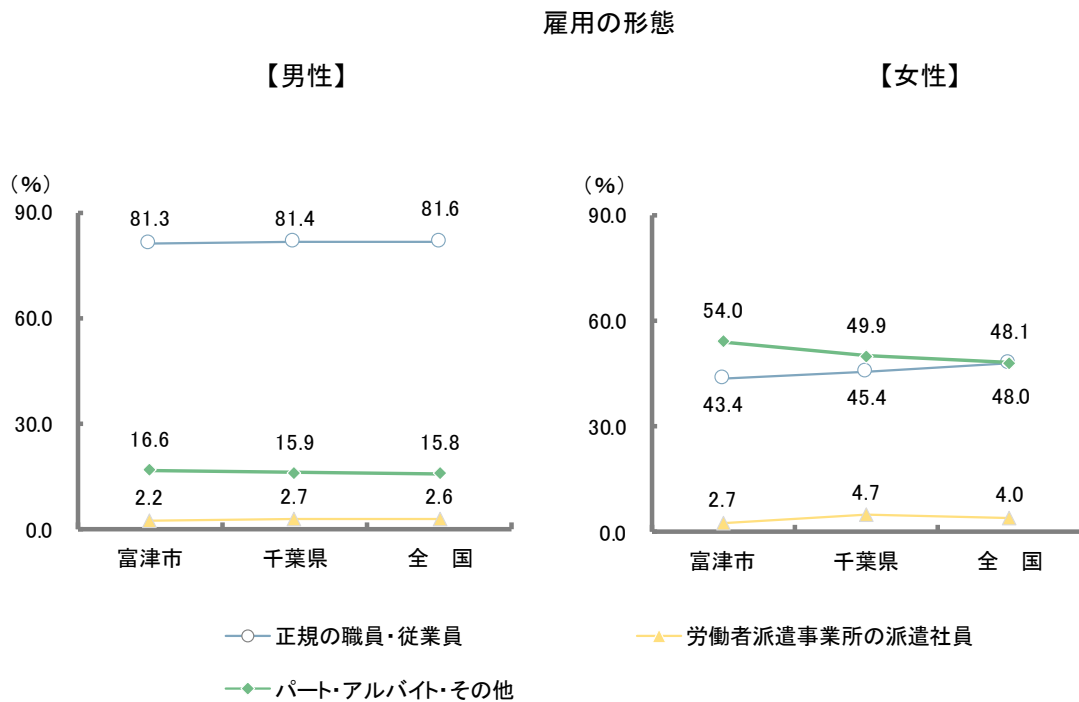
男性の既婚・未婚別の年齢別就業率をみると、25歳から29歳の年代以外の全ての年代で未婚の就業率が低くなっています。

男性の年齢別就業率の推移（既婚・未婚比較）（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

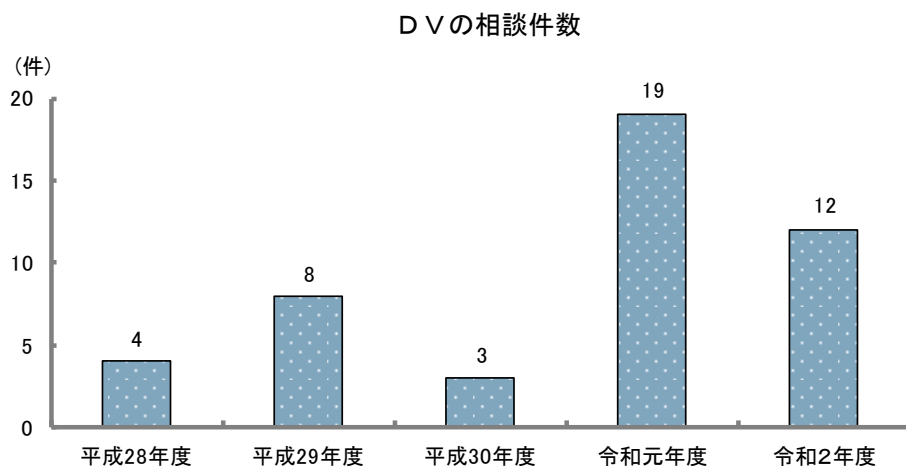
男女別の雇用形態の状況をみると、国・県と同様に男性で正規の職員・従業員の割合が、女性でパート・アルバイト・その他の割合が高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

### （3）DVの相談件数

DVの相談件数をみると、令和元年で最も高く19件となっており、令和2年では減少しています。



資料：富津市DV・虐待防止計画



#### (4) 諸会議等における女性比率

女性比率は市役所の女性管理職（課長補佐・係長）の割合が最も高く、30.5%となっています。また、審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合に占める女性の割合は18%を超えていますが、市役所の女性管理職（課長以上）の割合をみると、6.8%となっています。

審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合

	全数	うち女性	比率
市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	304 人	57 人	18.8%
千葉県の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	1,537 人	444 人	28.9%

令和4年4月1日時点

女性管理職（課長以上）の割合

	全数	うち女性	比率
富津市役所の女性管理職（課長以上）の割合	44 人	3 人	6.8%
うち一般行政職	37 人	2 人	5.4%
千葉県の女性管理職（課長以上）の割合	727 人	57 人	7.8%
うち一般行政職	254 人	39 人	15.4%

令和4年4月1日時点

女性管理職（課長補佐・係長）の割合

	全数	うち女性	比率
富津市役所の女性管理職（課長補佐・係長）の割合	128 人	39 人	30.5%
うち一般行政職	59 人	15 人	25.4%
千葉県の女性管理職（課長補佐・係長）の割合	8,241 人	1,666 人	20.2%
うち一般行政職	2,145 人	770 人	35.9%

令和4年4月1日時点

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）

## 2 アンケート調査結果から見る現状

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識及び実態について把握し、その問題点を解析し、課題を明確にすることにより、(仮称)富津市男女共同参画計画の策定及び男女共同参画施策を推進する上での基礎資料とするために実施しました。

#### ② 調査対象

富津市在住の18歳以上の男女2,000人を無作為抽出

#### ③ 調査期間

令和3年10月25日～令和3年11月8日

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収結果

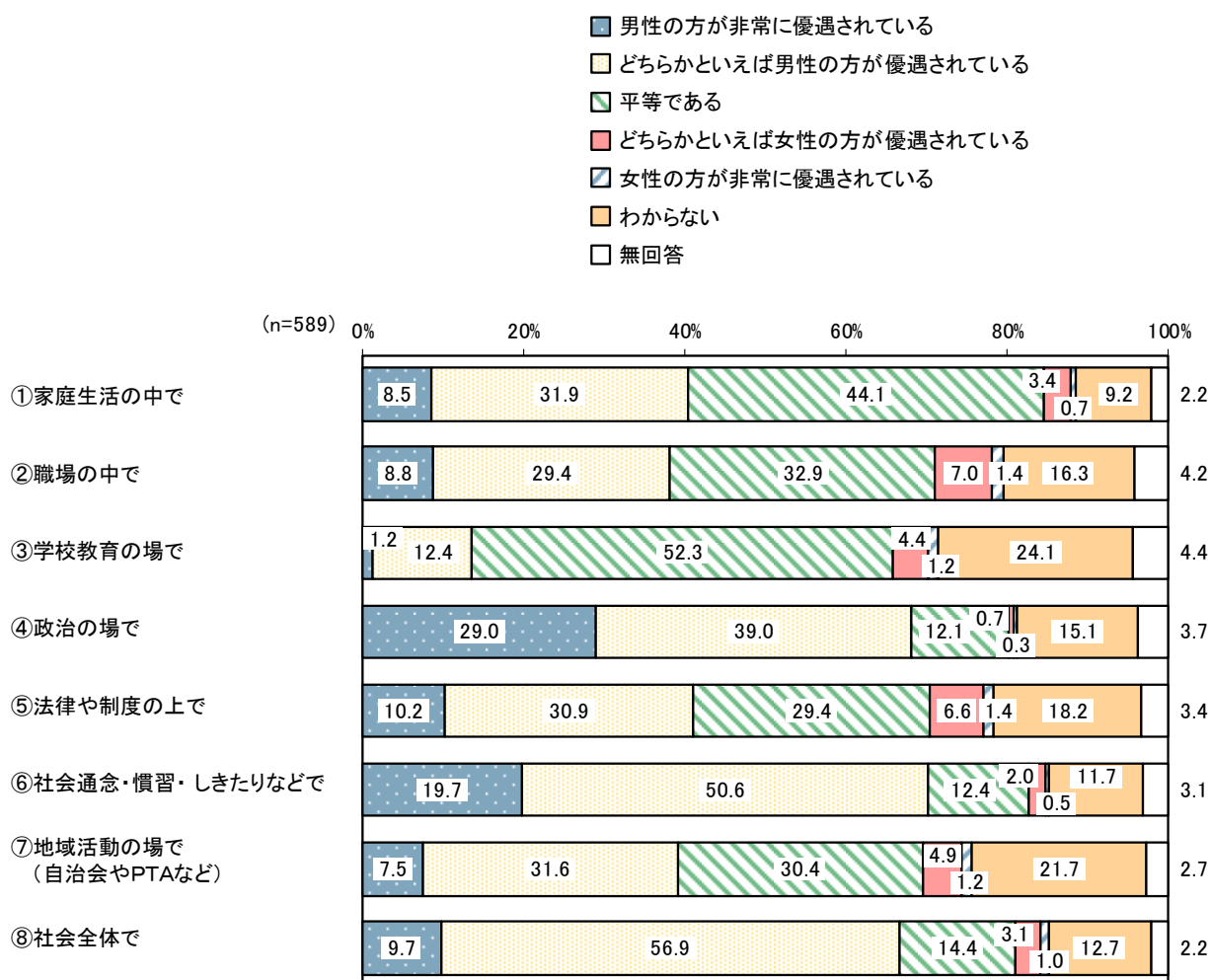
配布数	有効回答数	有効回答率
2,000	589	29.5%

## (2) 主な調査結果

### ① 各分野における男女の平等感

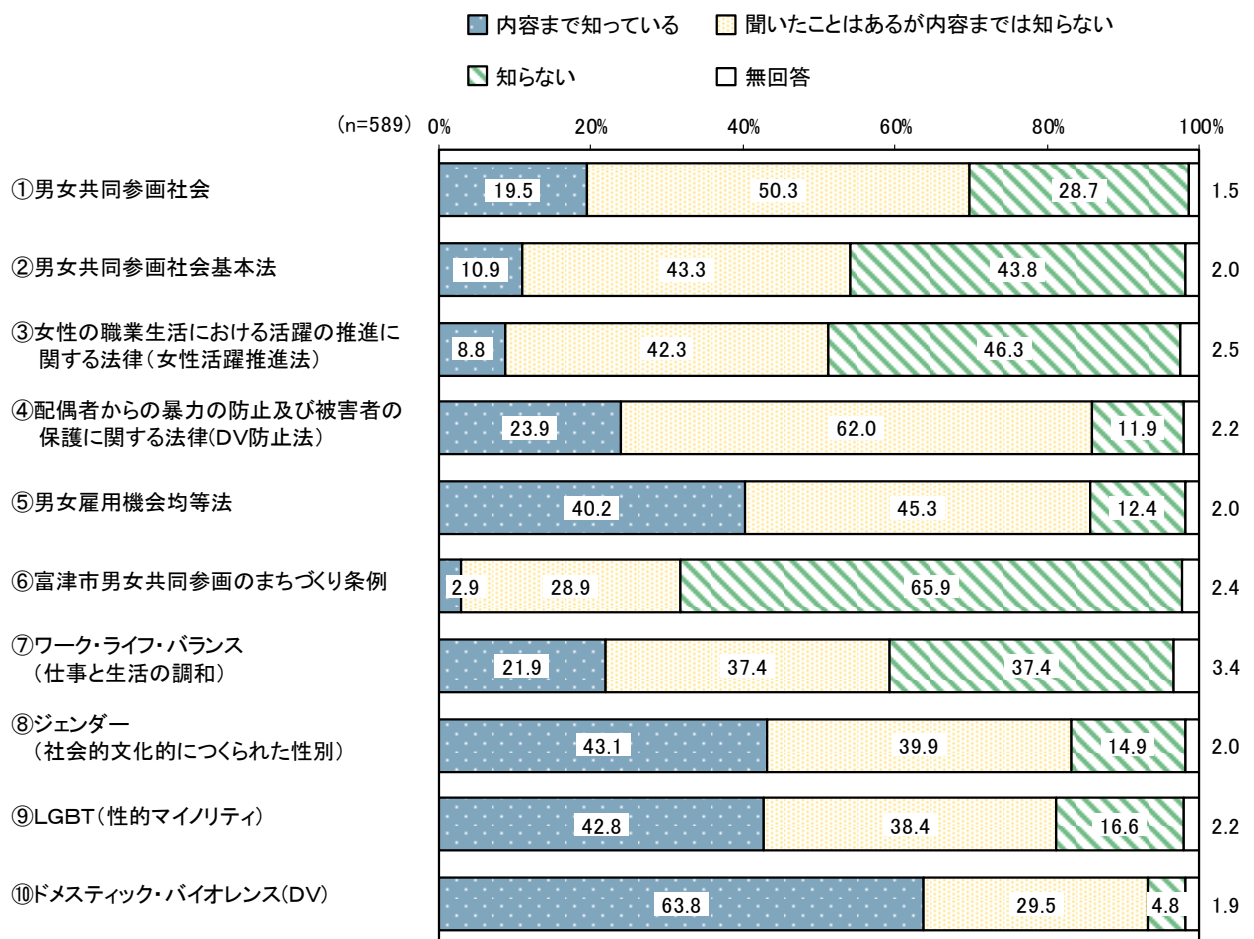
「平等である」の割合が最も高い分野は“③学校教育の場で”の52.3%で、次いで“①家庭生活の中で”の44.1%、“②職場の中で”の32.9%となっています。

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている』の割合は、全ての分野で「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と「女性の方が非常に優遇されている」を合わせた『女性の方が優遇されている』の割合より高くなっています。特に“⑥社会通念・慣習・しきたりなどで”では7割以上、“④政治の場で”“⑧社会全体で”では6割以上が、『男性の方が優遇されている』となっています。



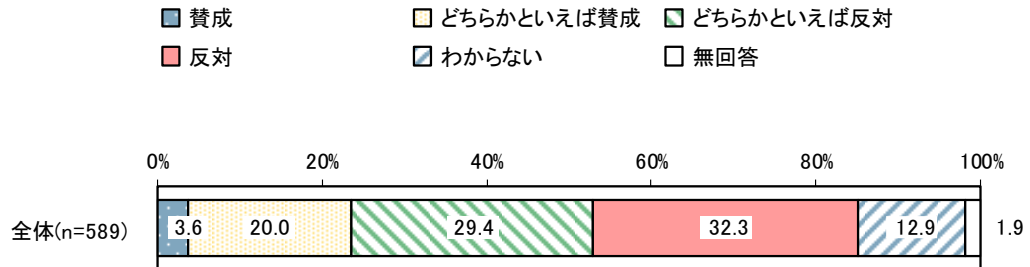
## ② 男女共同参画に関する言葉の認知状況

「内容まで知っている」の割合は、“⑩ドメスティック・バイオレンス（DV）”の63.8%で最も高くなっています。その他の言葉では「聞いたことはあるが内容までは知らない」と「知らない」を合わせた割合が半数以上となっており、特に“⑥富津市男女共同参画のまちづくり条例”では9割以上、“②男女共同参画社会基本法”“③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）”では、8割以上となっています。

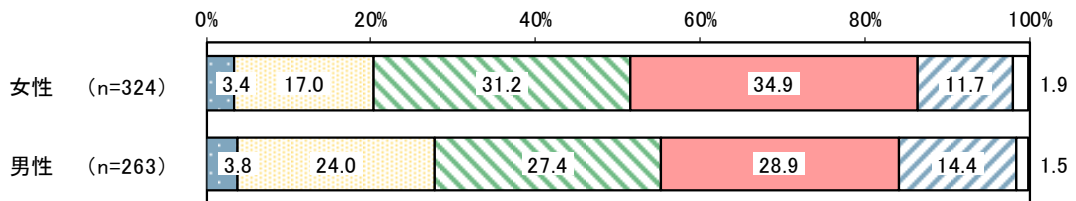


### ③ 性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」といった性別役割分担意識について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』の割合が23.6%、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた『反対』の割合が61.7%となっており、『反対』の割合が『賛成』の割合を大きく上回っています。

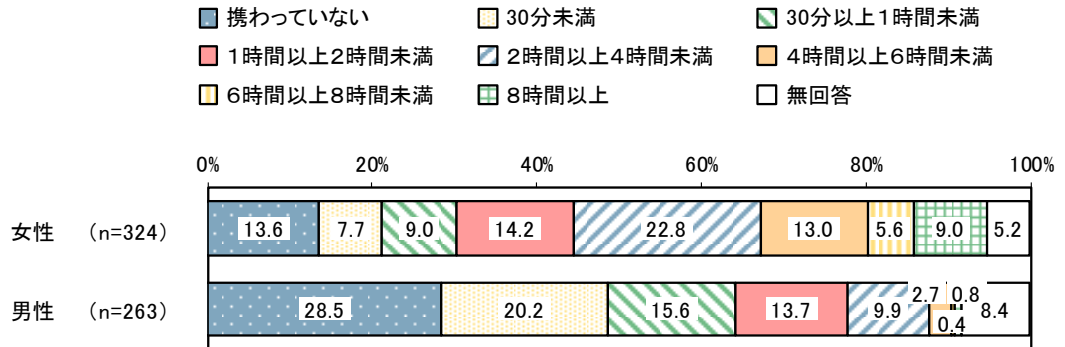


男性と比較して、女性の方が『反対』の割合が高くなっています。一方、女性と比較して、男性の方が『賛成』の割合が高くなっています。



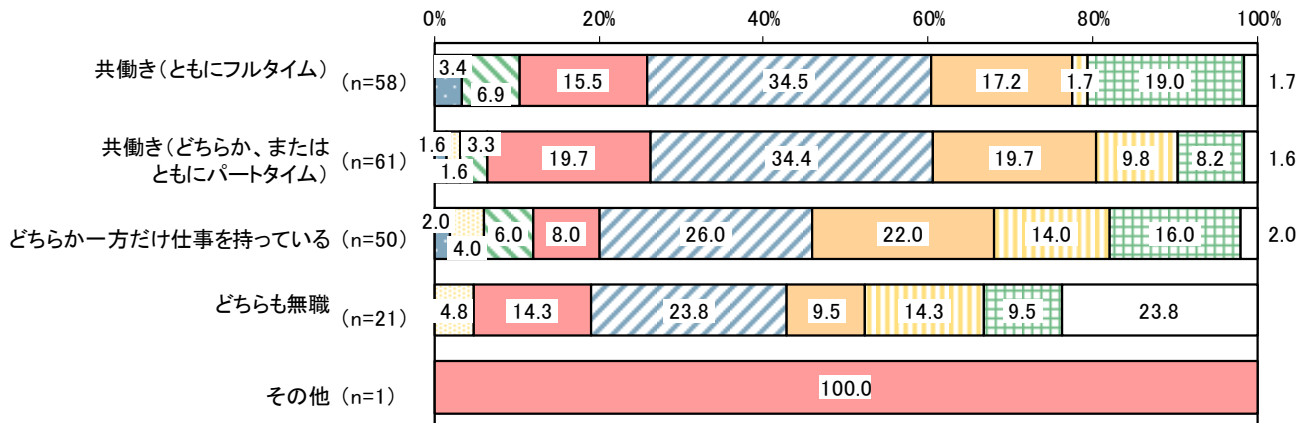
#### ④ 家事・育児・介護に携わる時間について

家事・育児・介護に携わる1日あたり平均時間は、平日で、女性では「2時間以上4時間未満」の割合が、男性では「携わっていない」の割合が、最も高くなっています。

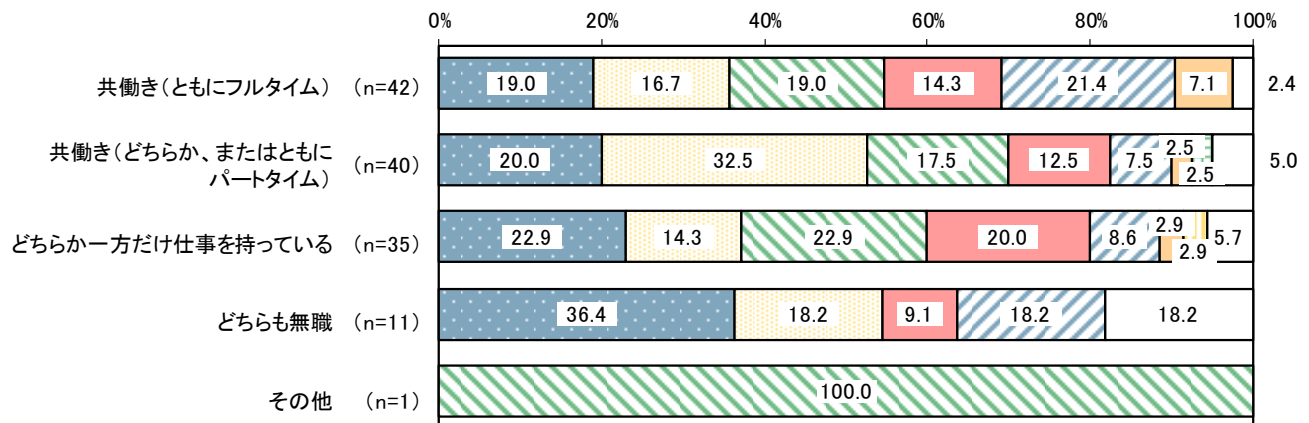


共働きの有無にかかわらず、男性と比較して、女性の方が家事・育児・介護に携わる時間が長くなっている傾向がみられます。

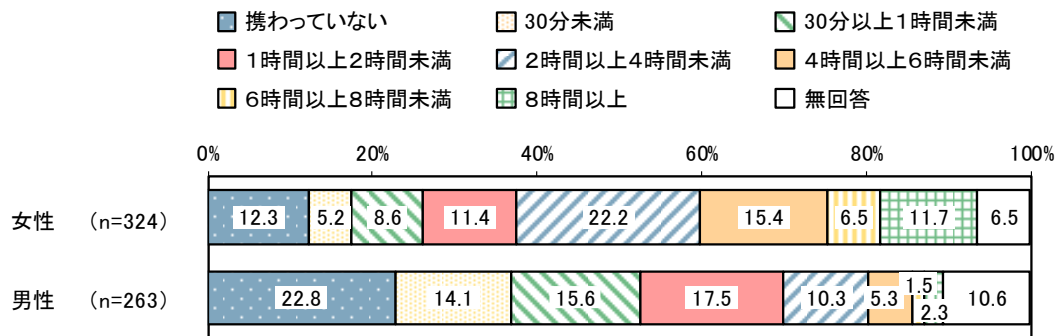
#### <女性>



#### <男性>

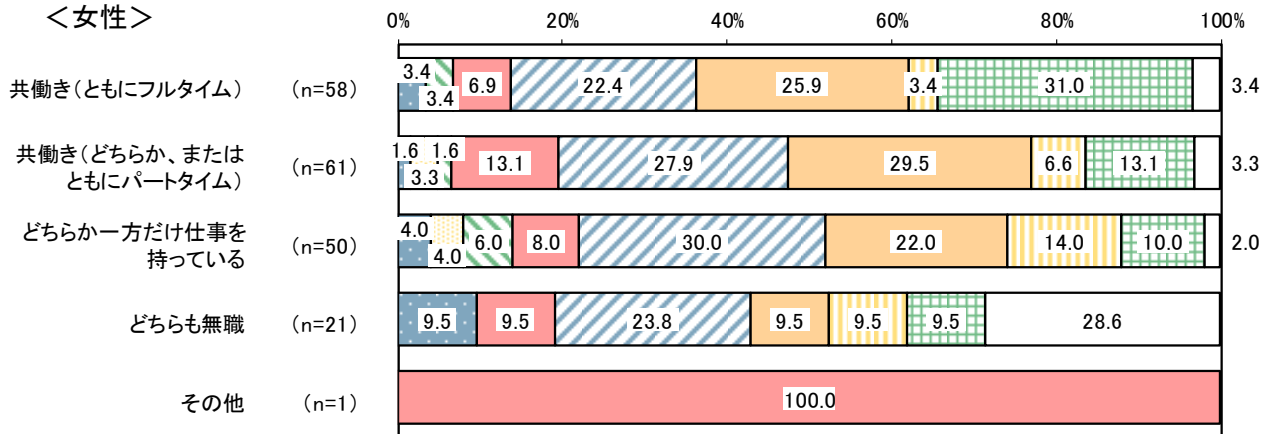


休日で、女性では、「2時間以上4時間未満」の割合が、男性では、「携わっていない」の割合が、最も高くなっています。

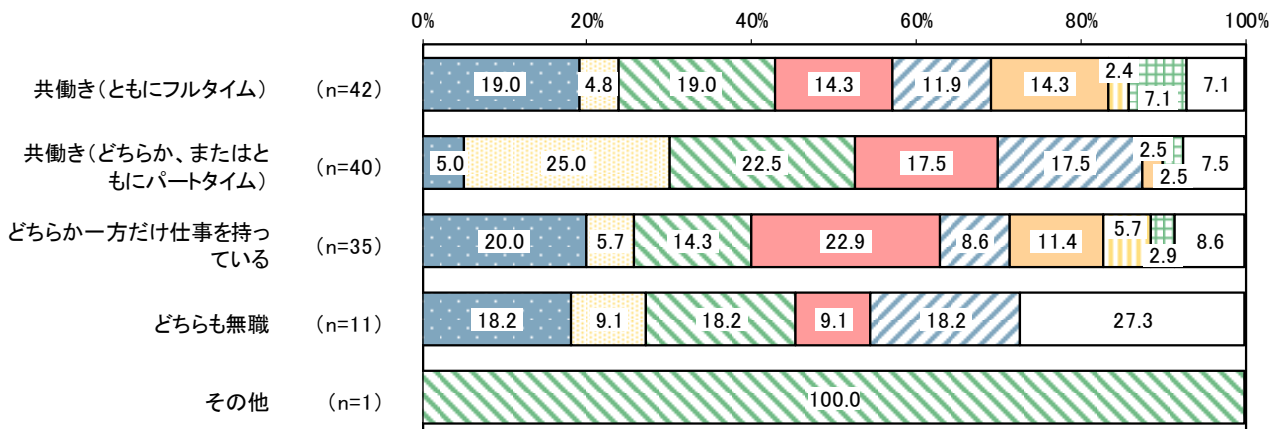


共働きの有無にかかわらず、男性と比較して、女性の方が家事・育児・介護に携わる時間が長くなっている傾向がみられます。

<女性>

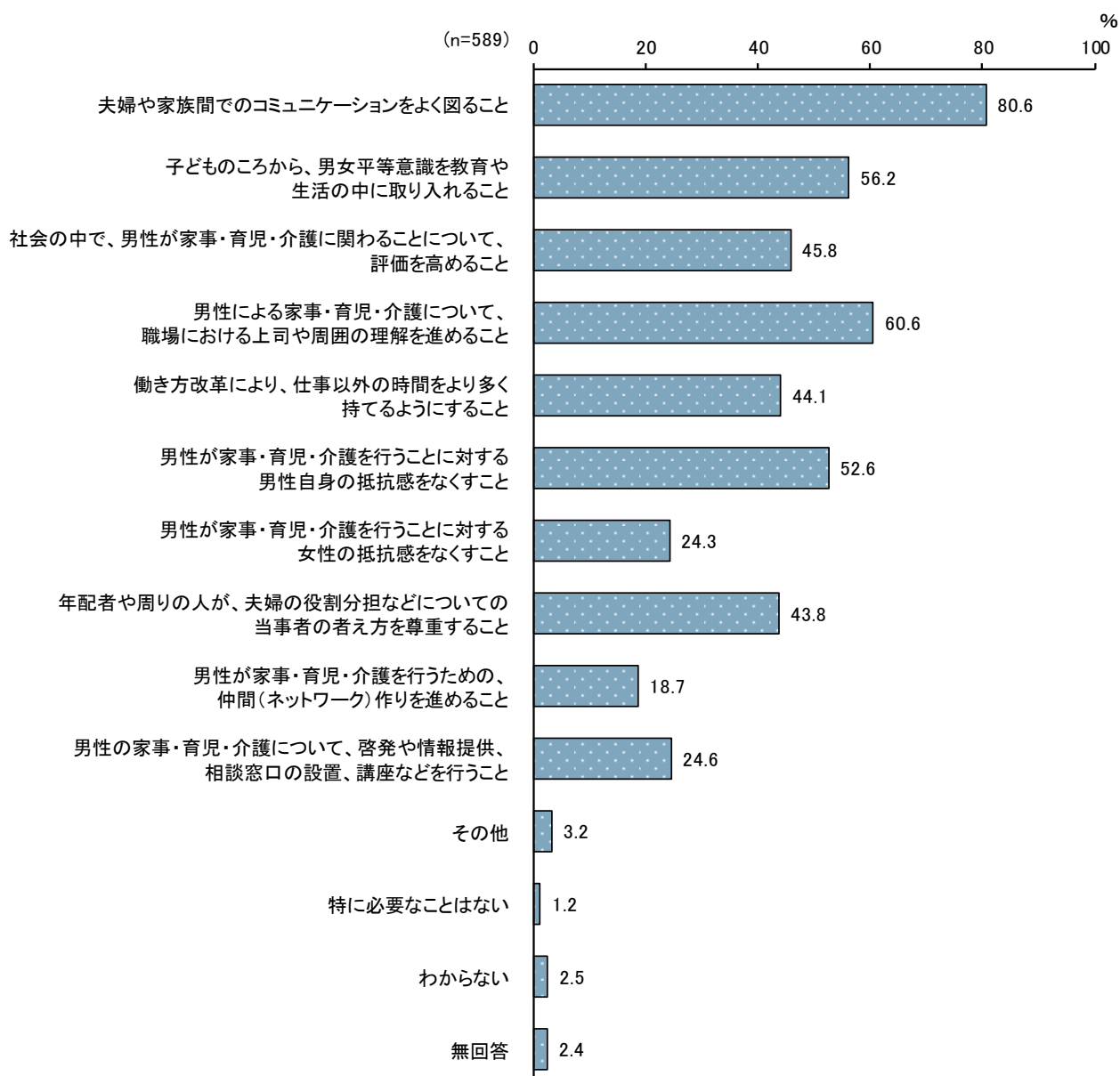


<男性>



### ⑤ 男性が家事・育児・介護に積極的に参加するために必要なこと

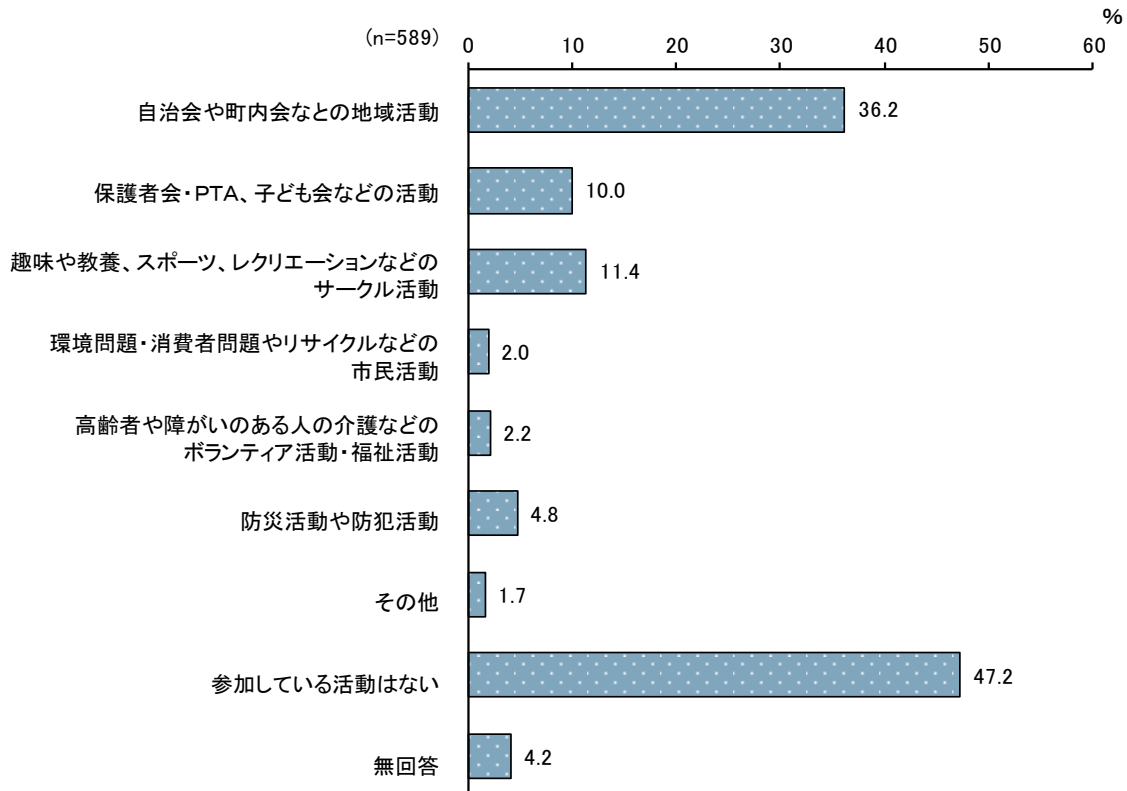
「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」の割合が80.6%と最も高く、次いで「男性による家事・育児・介護について、職場における上司や周囲の理解を進めること」の割合が60.6%、「子どものころから、男女平等意識を教育や生活の中に取り入れること」の割合が56.2%、「子どものころから、男女平等意識を教育や生活の中に取り入れること」の割合が56.2%となっています。





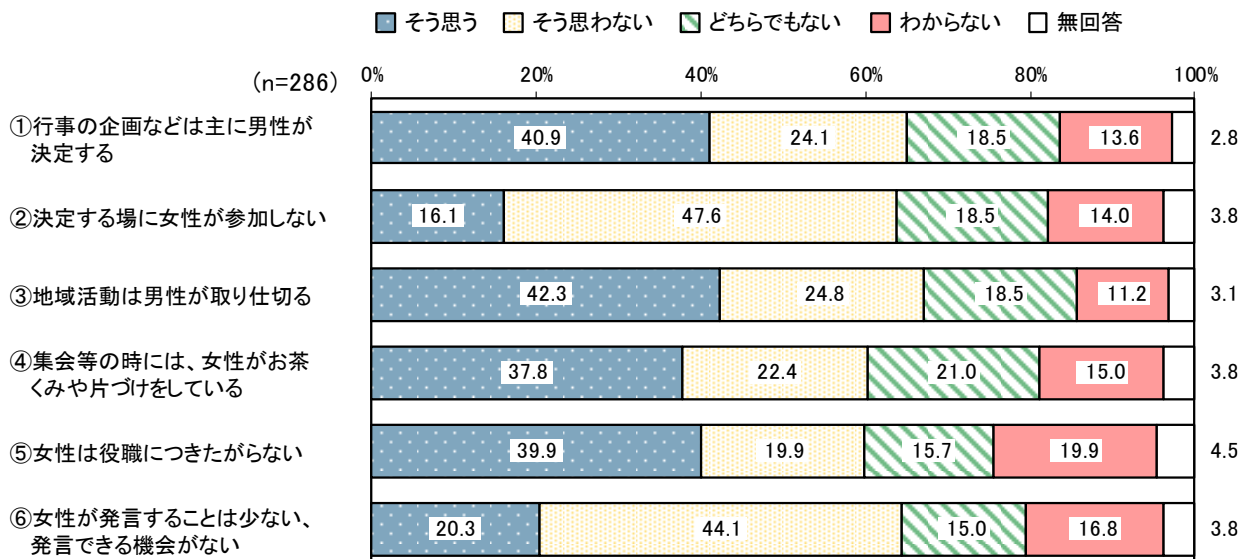
## ⑥ 地域活動への参加状況

「参加している活動はない」の割合が47.2%と最も高く、次いで「自治会や町内会などの地域活動」の割合が36.2%、「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションなどのサークル活動」の割合が11.4%となっています。



## ⑦ 地域活動の現状

地域活動の現状について、「そう思う」の割合が、“①行事の企画などは主に男性が決定する”“③地域活動は男性が取り仕切る”では4割以上、“④集会等の時には、女性がお茶くみや片づけをしている”“⑤女性は役職につきたがらない”では3割以上となっています。

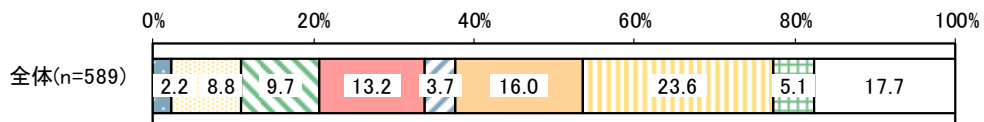
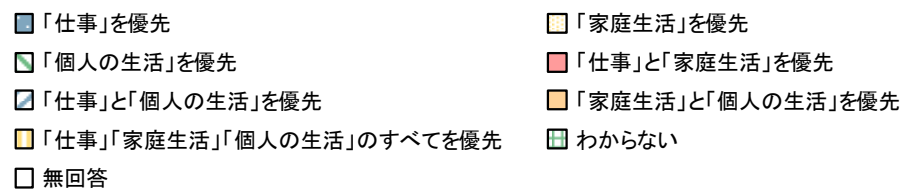


### ⑧ 「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度

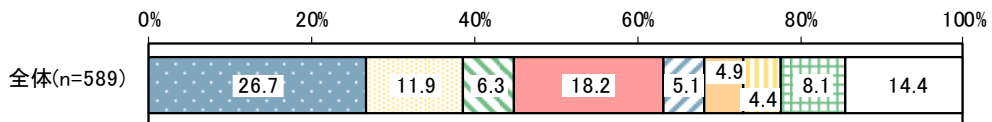
「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度について、理想では、「仕事」「家庭生活」「個人の生活」のすべてを優先」の割合が23.6%と最も高くなっています。

現状では、「仕事」を優先」の割合が26.7%と最も高くなっています。理想で最も高い「仕事」「家庭生活」「個人の生活」のすべてを優先」の割合は、現実では4.4%となっています。

#### 【理想】

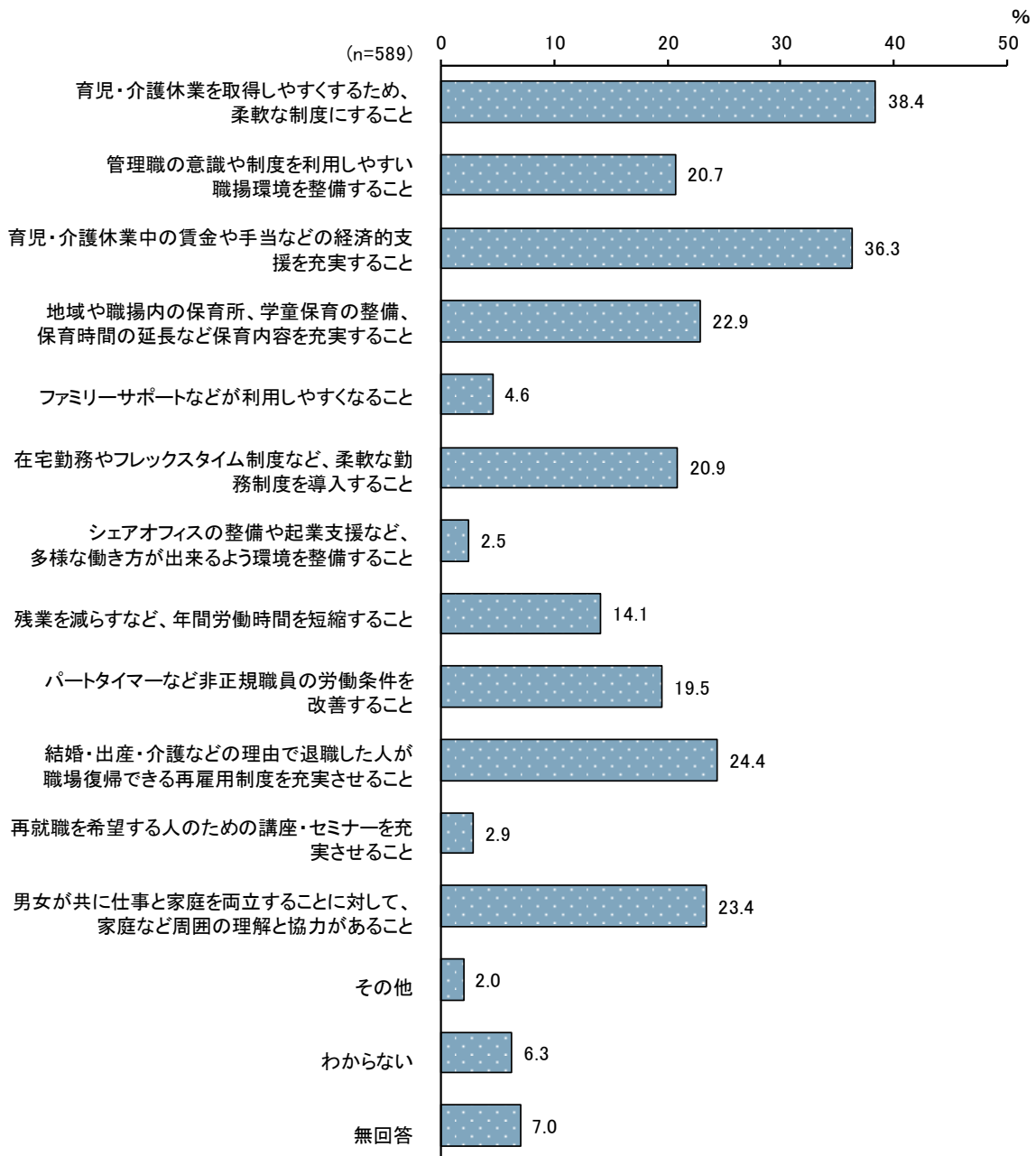


#### 【現状】



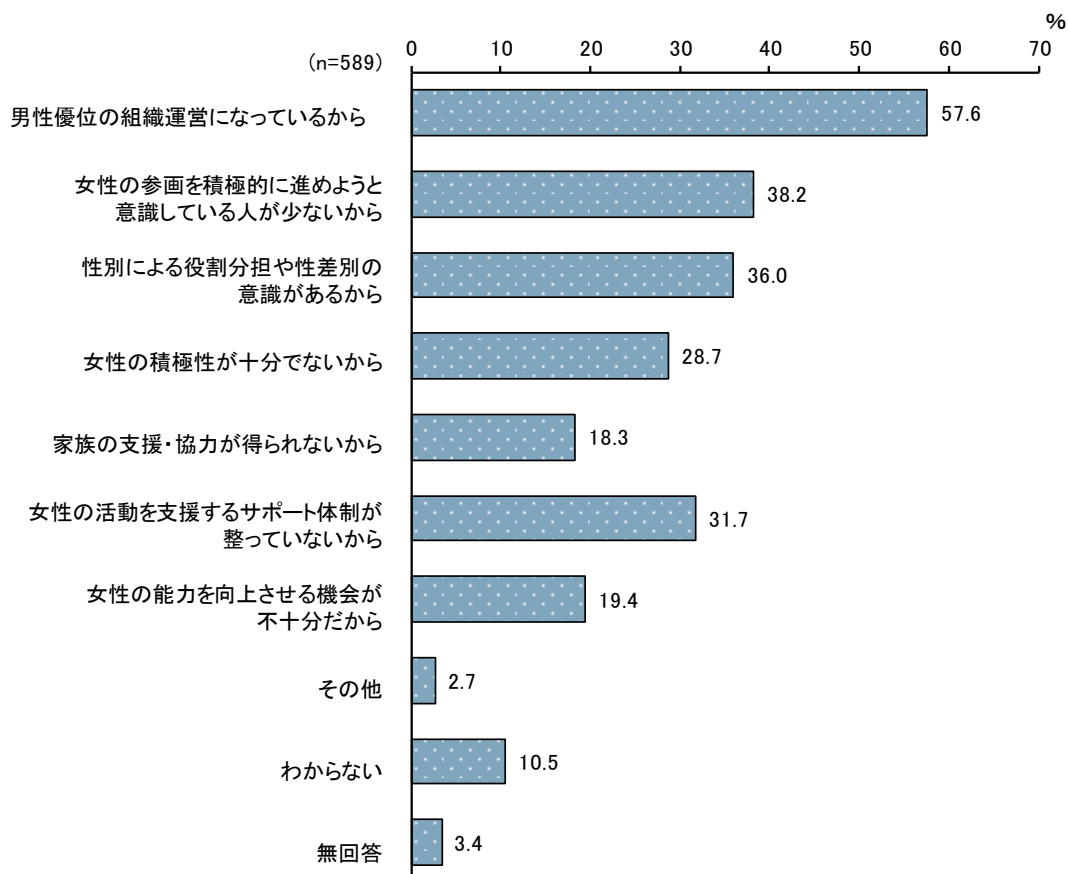
### ⑨ 男女が共に仕事と家庭を両立するために必要な環境整備

男女が共に仕事と家庭を両立するために必要な環境整備について、「育児・介護休業を取得しやすくするため、柔軟な制度にすること」の割合が38.4%と最も高く、次いで「育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実すること」の割合が36.3%、「結婚・出産・介護などの理由で退職した人が職場復帰できる再雇用制度を充実させること」の割合が24.4%となっています。



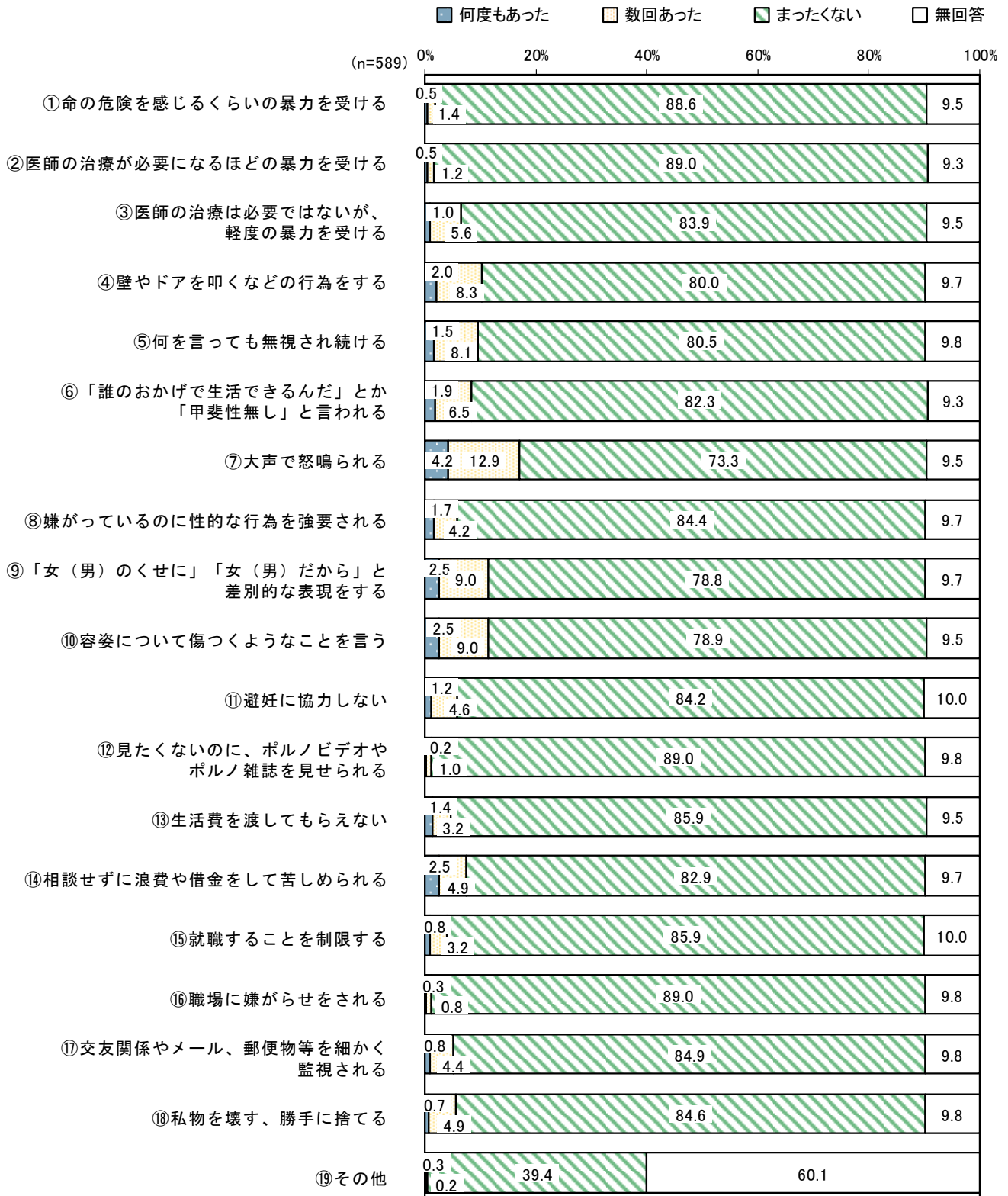
### ⑩ 政策・方針を決定する場に女性の参画が少ない理由

政策・方針を決定する場に女性の参画が少ない理由について、「男性優位の組織運営になっているから」の割合が57.6%と最も高く、次いで「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから」の割合が38.2%、「性別による役割分担や性差別の意識があるから」の割合が36.0%となっています。



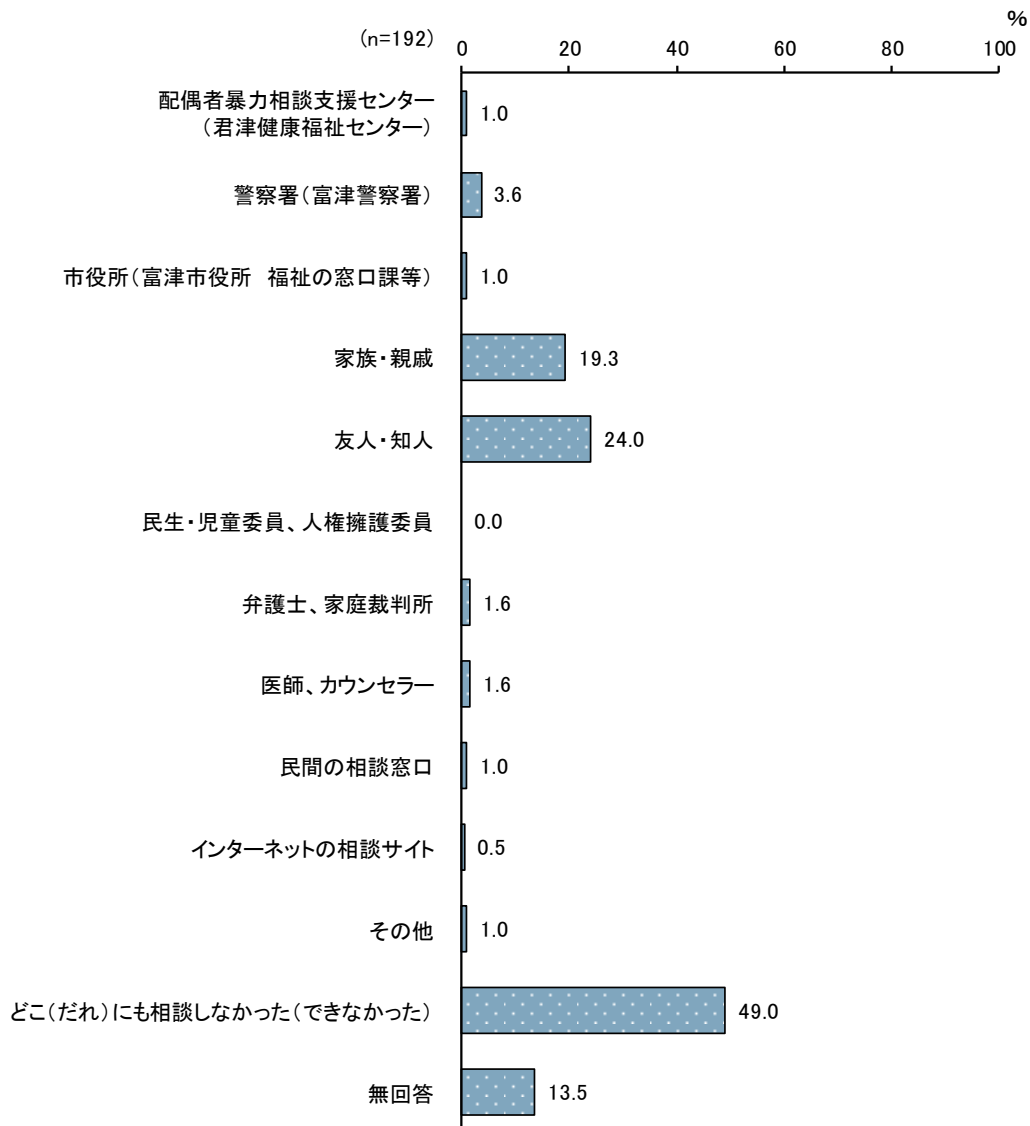
### ⑪ 配偶者や交際相手などから暴力を受けた経験

配偶者や交際相手などから暴力を受けた『経験がある』は、“⑦大声で怒鳴られる”の割合が17.1%と最も高く、次いで“⑨「女（男）のくせに」「女（男）だから」と差別的な表現をする” “⑩容姿について傷つくようなことを言う”の割合が11.5%となっています。



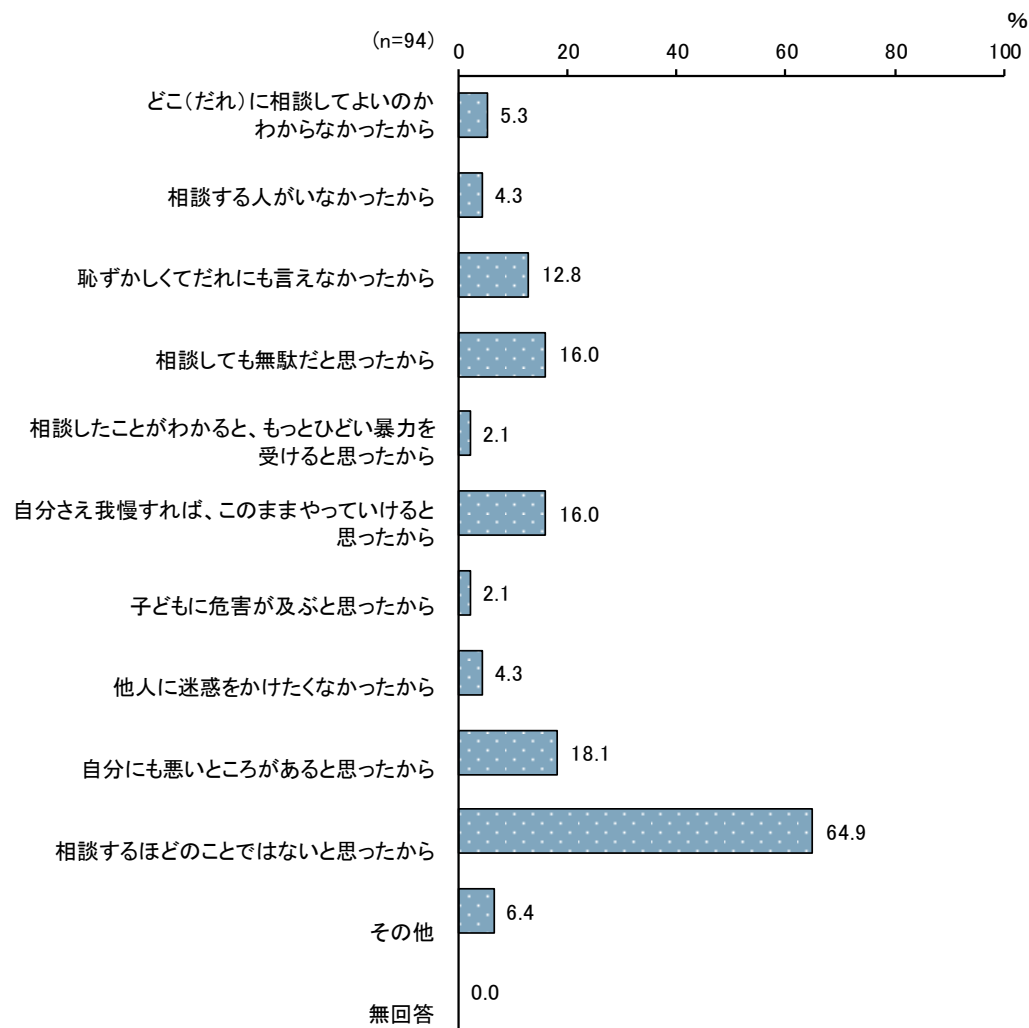
## ⑫ 暴力を受けたときの相談状況

暴力を受けたときの相談状況について、「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」の割合が49.0%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が24.0%、「家族・親戚」の割合が19.3%となっています。



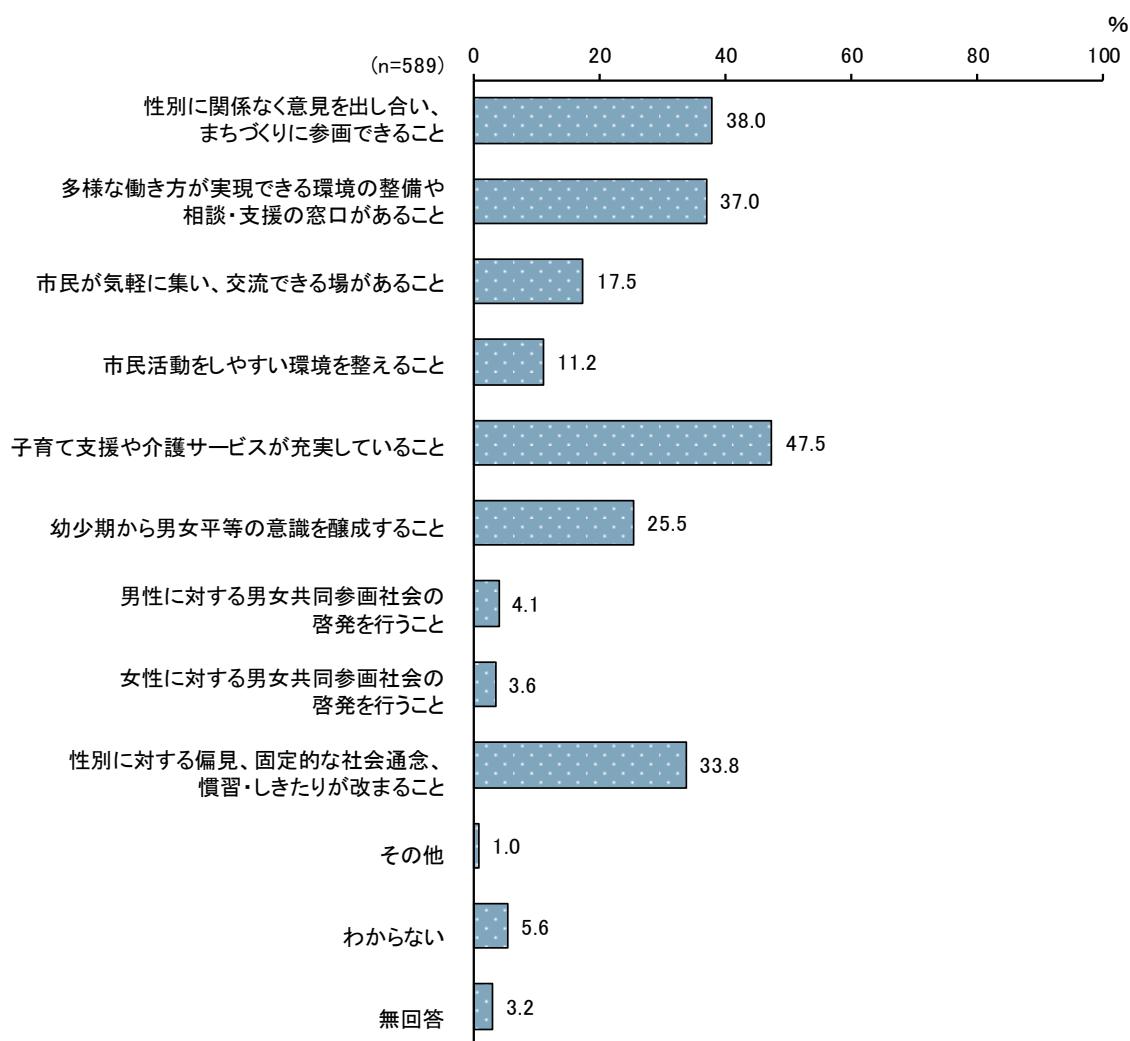
### ⑬ 相談しなかった（できなかった）理由

相談しなかった（できなかった）理由について、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が64.9%と最も高く、次いで「自分にも悪いところがあったから」の割合が18.1%、「相談しても無駄だと思ったから」「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」の割合が16.0%となっています。



⑭ 富津市が女性も男性も暮らしやすいまちになるために必要なこと

富津市が女性も男性も暮らしやすいまちになるために必要なことについて、「子育て支援や介護サービスが充実していること」の割合が47.5%と最も高く、次いで「性別に関係なく意見を出し合い、まちづくりに参画できること」の割合が38.0%、「多様な働き方が実現できる環境の整備や相談・支援の窓口があること」の割合が37.0%となっています。





### 3 計画策定にあたっての課題

本計画の策定にあたり、平成17年度に策定した前計画の基本目標ごとに、国の動向やアンケート調査結果等から富津市の男女共同参画に向けた課題を整理しました。

#### 前計画の「基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり」の課題

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中にある性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見が大きな課題となっています。

本市では、男女共同参画に関する講演会や講座、広報紙等を通じて男女共同参画に関する意識啓発に努めてきました。

しかし、アンケート調査をみると、あらゆる分野で男性と比較して、女性の方が『男性の方が優遇されている』の割合が高くなっており、男女で認識の差がみられます。また、男女共同参画に関する言葉について、認知度が低いことが見受けられます。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」といった、固定的な性別役割分担意識を持つ人は2割強となっているものの、女性と比較して、男性の方が性別での役割分担意識が高いことに加え、家庭においても役割の多くを女性が担っており、現実と理想に大きな差がみられます。家事・育児・介護に携わる時間についても、男性と比較して女性の方が長い傾向がみられ、男性の家事・育児・介護への参画が必要です。そのためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」「男性による家事・育児・介護について、職場における上司や周囲の理解を進めること」「子どものころから、男女平等意識を教育や生活の中に取り入れること」などが求められています。

男女共同参画に関する様々な取り組みが行われているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至らない原因として、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が挙げられます。

固定観念を払拭し、男女平等意識を醸成するためには、それぞれの性別やライフステージに応じて、市民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取り組みを行うことが必要です。

また、性の多様性や文化等の多様な価値観を地域の活力に生かしていく観点からも、多様性の理解促進を図っていくことが必要です。

近年続いている新型コロナウイルスの感染拡大は生活不安やストレスをもたらし、外出自粛による在宅時間の増加による配偶者や交際相手などからの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されています。暴力は重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

アンケート調査をみると、DVを受けた経験がある人は、一定数存在しているものの、被害を受けても相談しなかった割合が、約半数となっています。相談しなかった（できなかった）理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が最も高くなっていることから、DVについて正しい理解がされていないように見受けられます。

DVを防止するためには、正しい理解と防止に向けた意識啓発が必要です。また、被害を潜在化させないため、相談機関の周知や支援についての情報提供の充実を図るとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。

## 前計画の「基本目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共に参画できる環境づくり」の課題

女性があらゆる分野へ参画するためには、男性優位の組織運営の改善、女性の活躍推進に向けた意識啓発、性別による役割意識の解消などが求められています。

本市では、地域活動や各種ボランティア活動等における男女共同参画促進のための啓発や、地域の各種団体における女性役員の就任の促進に努めてきました。そのような中、本市の人口は昭和60年の56,777人をピークに減少に転じ、生産年齢人口が顕著に減少しており、そのことに伴う地域の担い手不足も顕著となっています。

アンケート調査をみると、政策・方針を決定する場に女性の参画が少ない理由について、「男性優位の組織運営になっているから」の割合が最も高く、半数以上を占めています。また、地域活動においても「参加している活動はない」の割合が最も高く、“行事の企画などは主に男性が決定する”“地域活動は男性が取り仕切る”は4割以上、“集会等の時には、女性がお茶くみや片づけをしている”“女性は役職につきたがらない”では3割以上となっています。

本市では、家事・育児・介護に携わる時間については、平日・休日ともに、女性では「2時間以上4時間未満」の割合が、男性では「携わっていない」の割合が最も高くなっています。性・共働きの状況別でみると、共働きの有無にかかわらず、男性と比較して、女性の方が家事・育児・介護に携わる時間が長くなっており、女性が仕事を続けていく上での障害として「家事・育児の負担」

の割合が72.8%と最も高くなっていることから、働く女性にとって、家事・育児・介護が負担になっている様子がうかがえます。

加えて、「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度について、理想では、「仕事」「家庭生活」「個人の生活」のすべてを優先」の割合が23.6%であるのに対し、現実には4.4%と、理想と現実には大きな差がみられます。また、男女が共に仕事と家庭を両立するために必要な環境整備について、「育児・介護休業を取得しやすくするため、柔軟な制度にすること」「育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実すること」の割合が高くなっています。

働きたい人すべてが、仕事と育児・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続けることができ、その能力を十分に発揮するためには、家庭と仕事を両立できる就労環境の整備や、結婚・出産・介護などの理由で就業を一時中断している女性の職場復帰、再就職などの雇用環境の整備など、性別にかかわらず望む働き方が実現できる、機会の平等に向けた環境づくりが重要です。特に、各種産業において女性が働きやすい環境づくりをすすめ、女性管理職の養成等女性活躍の促進につなげる必要があります。

### 前計画の「基本目標Ⅲ 男女が共に健康で安心して暮らせる環境づくり」の課題

性別に関わらずお互いの人権を尊重し、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要です。

本市では、令和2年4月で高齢化率が37.6%と全国水準を大きく上回っており、将来的にもますます高齢化が進むことが予想されています（第8期富津市介護保険事業計画より）。

アンケート調査をみると、女性も男性も暮らしやすいまちになるためには、子育て支援や介護サービスの充実、性別に関係なく意見を出し合いまちづくりに参画できる仕組みづくり、多様な働き方が実現できる環境の整備や相談・支援の窓口を設けることなどが求められています。

生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、市民が健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組める環境整備を進めるほか、様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要です。

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

富津市男女共同参画のまちづくり条例は、富津市における男女共同参画のまちづくりの基礎となります。

この条例に示す基本理念のもと、本計画では、今後5年間の計画期間において以下のようにキャッチフレーズを設定し、その実現を目指します。

#### 【キャッチフレーズ】

**誰もが活躍でき幸せに暮らせるまち ふつつ**

富津市みらい構想では、市の目指す将来像を「誇りと愛着を持てるまち ふつつ」としており、今後本市として目指す将来像との整合性を図り、これまでの歩みを尊重し、男女共同参画の推進により市民が幸せに暮らせるまちにつなげるため上記をキャッチフレーズとして設定します。

- 条例における基本理念（概要） —
- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的な動向の理解

## 2 基本目標

本市における男女共同参画の現状と課題や、近年の社会潮流を踏まえ、本計画の目指す基本目標及び主要課題を定めました。

### 基本目標Ⅰ 多様性の意識づくり

男女共同参画の推進に向け、その意識を市民一人ひとりにはぐくむため、性の多様性や性的マイノリティ（LGBT等）の理解促進に向けての啓発活動に取り組むとともに、家庭・地域・職場等のあらゆる場における多様な学習機会の充実を目指します。

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識の醸成を目指します。

主要課題1 多様性や人権意識の醸成

主要課題2 男女平等意識の醸成

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野において誰もが共に活躍できる 環境づくり【女性活躍推進計画】

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するために、経済分野や意思決定の場など、様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針の決定過程に男女が対等に参画できる環境づくりの推進に取り組みます。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、長時間労働の是正や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組むとともに、男性の家庭・地域活動等への参画を促進するために、家事・育児、介護等への男性の参画、性別やその人の持つ価値観や考え方等に関わらず多様な働き方ができる職場環境の整備等を事業所へ働きかけて、ICT技術の利活用等をおとしたワーク・ライフ・バランスなど働き方改革のさらなる浸透を目指します。

- 主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画
- 主要課題2 家庭・地域社会における男女共同参画
- 主要課題3 誰もが望む働き方ができる環境づくり

### 基本目標Ⅲ 誰もが共に安心して暮らせる環境づくり

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力をなくすための意識啓発、関係機関との情報交換や連携体制を強化し、被害者に対する支援や相談の充実を図ります。

また、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談や各種支援サービス等の環境整備を行い、多様な困難を抱える人々が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った包括的なきめ細やかな支援体制の構築を目指します。

さらに、生涯にわたり心豊かな暮らしを実践するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう健康づくりや介護予防についての正しい知識を普及し、健康支援を目指します。

- 主要課題1 あらゆる暴力の防止
- 主要課題2 安心して活動できる環境の整備
- 主要課題3 健やかに安心して暮らせる環境の整備

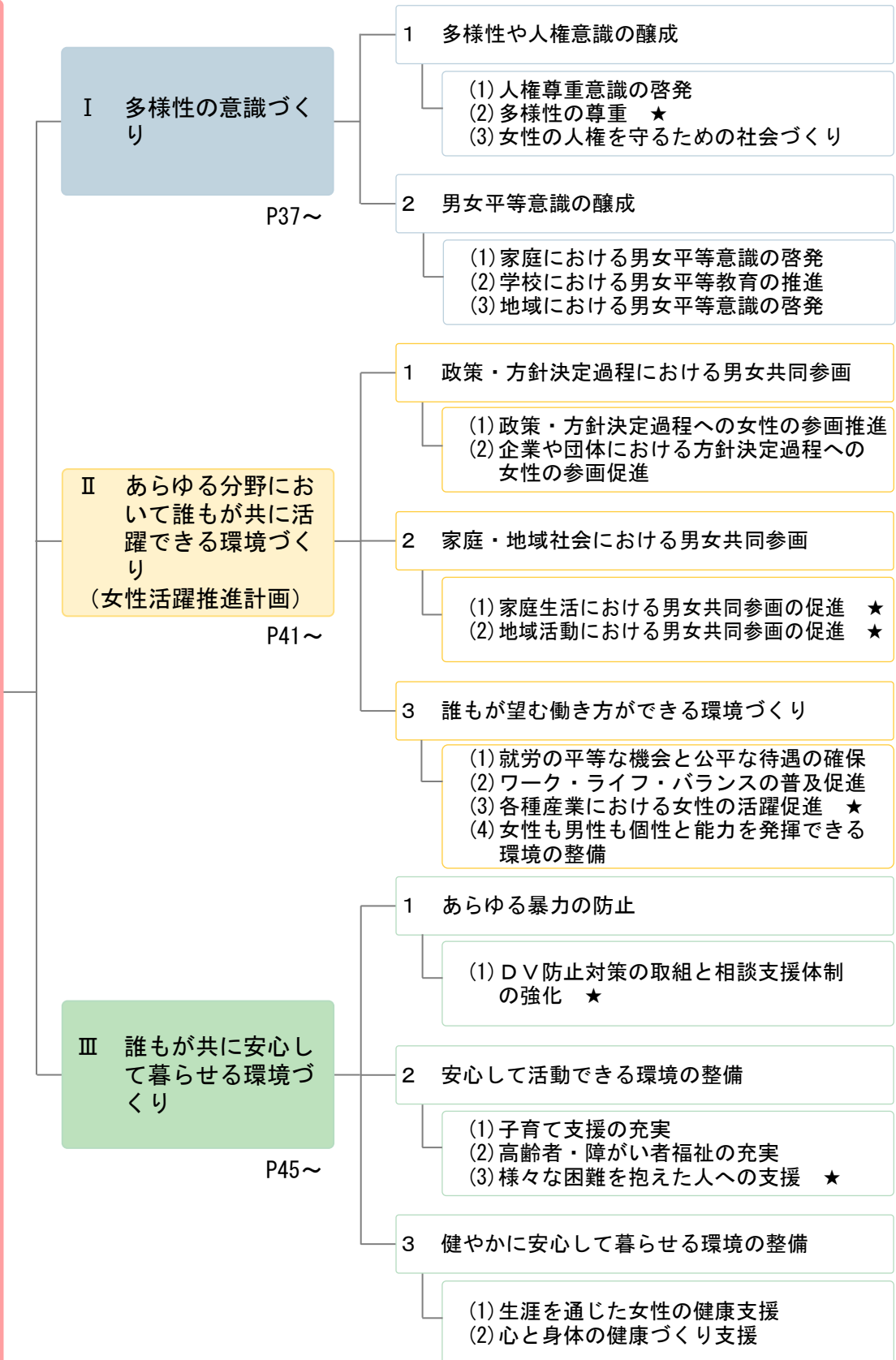
### 3 施策の体系

[ キャッチフレーズ ]

[ 基本目標 ]

[ 主要課題/施策の方向 ]

誰もが活躍でき幸せに暮らせるまち  
ふつつ



★は、富津市の課題に対して特に重点的に取り組む施策や取組です。

## 第4章

# 施策の展開

基本目標ごとに施策の方向等の取組を定めます。

また、富津市の課題に対して特に重点的に取り組む施策や取組については、重点項目としています。

## 基本目標Ⅰ 多様性の意識づくり

### 主要課題1 多様性や人権意識の醸成

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組めます。

性的マイノリティ（LGBT等）に関する人権への配慮に向けて、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、そのことにとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

また、外国にルーツを持つ方への理解を促進し、文化等の多様な価値観を地域の活力に生かしていく観点からも、多様性の理解促進を図ります。

#### (1) 人権尊重意識の啓発

##### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
男女共同参画の視点に立って人権尊重意識、男女平等意識の啓発に努めます。	①男女共同参画に関する講演会や講座等の開催	企画課
	②広報紙等を通じた男女共同参画に関する意識啓発	企画課
	③男女共同参画に関する職員研修の実施	総務課 企画課
	④人権尊重に係る意識啓発の推進	市民課
	⑤人権を守るための職員研修の実施	総務課 市民課



(2) 多様性の尊重 **重点★**

**取組**

施策の方向	具体的取組	担当課
性的マイノリティ（LGBT等）の方や外国にルーツを持つ人々への理解の促進に向けた啓発に取り組めます。	①性的マイノリティ（LGBT等）に関する理解促進及び支援	企画課 市民課
	②パートナーシップ制度導入に向けた検討・研究	企画課 市民課
	③外国にルーツを持つ人々への理解の促進	企画課 市民課

(3) 女性の人権を守るための社会づくり

**取組**

施策の方向	具体的取組	担当課
女性の人権に対する意識啓発や様々な場における人権侵害に対する相談の充実などに努めます。また、男女共同参画の視点に立って市の刊行物を作成します。	①市の刊行物を男女共同参画の視点をもって点検・作成	企画課
	②男女共同参画に関する講演会や講座等の開催	企画課
	③職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を促進すべく経済団体等への啓発	商工観光課

## 主要課題 2 男女平等意識の醸成

男女共同参画は自らの生き方に深く関わる問題であるという意識を持つことが大切です。ジェンダーに敏感な視点を定着させ、意識の醸成を図るため、家庭や地域における情報提供や啓発活動を積極的に推進します。

また、性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育を推進します。また、学校教育、家庭教育、社会教育等、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります。

### (1) 家庭における男女平等意識の啓発

#### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
男女平等の視点に立った家庭教育を推進するため、学習機会の提供や相談の充実などに努めます。	①家庭教育に関する相談の実施	生涯学習課
	②男女共同参画の視点に立った保育士研修の実施	企画課 保育課

### (2) 学校における男女平等教育の推進

#### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの段階にふさわしい人権尊重、男女平等教育を推進します。また、教職員等に対する男女共同参画に関する研修を進めます。	①男女平等意識の醸成と発達段階に応じた人権尊重教育の充実	教育センター
	②性別にとらわれず、個性を生かす教育の充実	教育センター
	③望ましい職業観・勤労観を培うキャリア教育の充実	教育センター
	④校内組織の確立と職員研修の充実	教育センター

### (3) 地域における男女平等意識の啓発

#### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
男女平等に関する学習機会を提供するとともに、生涯学習の場などを利用し、男女平等意識の啓発に努めます。また、自治会やボランティア活動など地域社会活動への男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を実施します。	①男女共同参画に関する市民意識調査の実施	企画課
	②男女共同参画支援に関する啓発活動の実施	企画課 市民課

#### 【数値目標】

指標	現状値 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、反対と思う人の割合	61.7%	70%
ジェンダー（社会的文化的につくられた性別）について内容まで知っている人の割合	43.1%	60%
LGBT（性的マイノリティ）について内容まで知っている人の割合	42.8%	60%
学校教育の場で平等だと感じる市民の割合	52.3%	60%

目標欄は、次回調査を予定している令和8年度としています。

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

### 主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、富津市特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組みます。

企業や市の関係団体等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

#### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

##### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性管理職の積極的な登用に努めます。また、政策・方針決定過程への女性の参画促進に向けて女性リーダーを養成します。	①審議会等委員への女性参画の拡大	企画課
	②審議会等委員への女性参画状況の定期的調査の実施	企画課
	③市女性管理職の登用の推進	総務課
	④市女性職員の能力開発のための研修の実施	総務課
	⑤女性リーダー養成講座の開催	企画課

#### (2) 企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進

##### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
企業や団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大について、働きかけや法制度の周知に努めます。	①企業・関係団体等への女性の参画拡大についての働きかけ	企画課 商工観光課
	②男女の雇用に係る法制度の周知	商工観光課

## 主要課題2 家庭・地域社会における男女共同参画

家事・育児・介護等の家庭生活への男性の参画を促進するため、男性に対する男女共同参画への趣旨や意義についての理解促進や意識改革を図ります。

男女が性別に関わらず様々な地域活動に参画できるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供を行います。また、多様化する地域の課題やニーズに対応していくため、一人ひとりがかもつ知識や経験能力を十分に発揮でき、性別や年齢に関わらず地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となるよう男女共同参画の意識を啓発します。

### (1) 家庭生活における男女共同参画の促進 **重点★**

#### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。また、男性の家庭への参画を促進する取り組みをすすめます。	①父親の子育てに関する学習機会の提供	公民館
	②家族で参加できる事業の充実	生涯学習課
	③父親の育児参加を促進する機運の醸成	企画課 こども家庭課 健康づくり課

### (2) 地域活動における男女共同参画の促進 **重点★**

#### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
地域における各種団体や自主防災組織への女性の参加など、地域活動における男女共同参画を促進します。また、女性の視点を踏まえた、避難所の運営体制を充実します。	①地域の各種団体における女性役員の就任の促進	企画課
	②自主防災組織における女性の参加の促進	防災安全課
	③女性の視点を踏まえた避難所の運営体制の充実	防災安全課
	④消防団への女性入団の促進	消防本部

### 主要課題3 誰もが望む働き方ができる環境づくり

男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮できるよう、雇用者側への男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発を推進します。また、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みが促進されるよう支援を行います。

さらに、女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する取り組みや企業における女性のキャリアアップ支援等を行います。

#### (1) 就労の平等な機会と公平な待遇の確保

##### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
雇用の場における男女平等を促進するため、男女雇用機会均等法をはじめとする法制度の周知や啓発等に努めます。	①男女雇用機会均等法など法制度の周知・啓発	商工観光課
	②就労に関する情報の収集・提供	商工観光課

#### (2) ワーク・ライフ・バランスの普及促進

##### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、多様な働き方を可能とする制度の周知や、福祉サービスの充実に努めます。	①労働時間短縮に関する啓発活動の実施	商工観光課
	②ワーク・ライフ・バランスの普及促進	総務課 企画課 商工観光課
	③職場におけるメンタルヘルス等健康管理の実施	総務課
	④男性の育児休業の取得促進、普及・啓発及び制度構築の検討	総務課 企画課 こども家庭課 商工観光課
	⑤富津市特定事業主行動計画（次世代育成支援対策）の推進	総務課

(3) 各種産業における女性の活躍促進 **重点★**

**取組**

施策の方向	具体的取組	担当課
各種産業において、男女共同参画に関する啓発を進めるとともに、女性活躍の促進に向け、企業等へ法制度をはじめとした情報の周知に努めます。	①各種産業における創業しやすい環境の整備	商工観光課
	②就農希望者への支援	農林水産課
	③農業における家族経営協定締結の促進	農林水産課
	④千葉県農山漁村における男女共同参画基本方針の推進	農林水産課

(4) 女性も男性も個性と能力を發揮できる環境の整備

**取組**

施策の方向	具体的取組	担当課
雇用の場における労働関係法令の周知や啓発等を推進するとともに、女性の職業能力の開発促進に努めます。	①男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法制度の周知・啓発	商工観光課
	②県や関係機関による能力開発研修等の情報提供	商工観光課
	③就労に関する情報の収集・提供	商工観光課

**【数値目標】**

指標	現状値 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について内容まで知っている人の割合	21.9%	50%
職場で平等だと感じる市民の割合	32.9%	50%
家庭で平等だと感じる市民の割合	44.1%	50%
地域活動の場で平等だと感じる市民の割合	30.4%	50%

目標欄は、次回調査を予定している令和8年度としています。

## 基本目標Ⅲ 誰もが共に安心して暮らせる環境づくり

### 主要課題 1 あらゆる暴力の防止

富津市では、平成31年3月に、誰もが安心して暮らせる富津市を築くため、DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待への対応や施策の指針として位置付けた総合的なDV・虐待防止対策の計画である「富津市DV・虐待防止計画」を策定しています。

この計画に基づき、DV等に対する市民の理解・関心を深める取組や安心して相談できる体制づくり、被害者支援の体制づくり、地域との連携強化など取り組みを進めていきます。

#### (1) DV防止対策の取組と相談支援体制の強化 **重点★**

##### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
富津市DV・虐待防止計画を踏まえ、DV防止に向けた啓発に加え、DV被害者に対する相談支援、保護体制の充実を目指します。	①富津市DV・虐待防止計画の推進	こども家庭課

### 主要課題 2 安心して活動できる環境の整備

子育てに関する不安や負担感を解消するとともに、女性が子育て等を行いながらも、継続して就業したり、再就職するなど多様な働き方ができるような環境づくりを進めます。そのため、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの量と質の確保等のきめ細かな子育て支援を充実します。また、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取り組みの充実を図る

高齢者や障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者、性的マイノリティ（LGBT等）など、様々な困難を抱える人々が、安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、生きがいづくり、安心できる生活環境の確保等、総合的な支援を行います。



## (1) 子育て支援の充実

### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを生み育てるための環境づくりに努めます。	①富津市子ども・子育て支援事業計画の推進	こども家庭課
	②子育て支援サービスに関する情報提供	こども家庭課
	③子育てに関する相談業務の実施	こども家庭課 健康づくり課
	④ひとり親家庭等への支援	こども家庭課
	⑤保育環境の整備と多様なサービスの提供	保育課

## (2) 高齢者・障がい者福祉の充実

### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
高齢者や障がい者が安定した生活の中で生きがいをもって活動できるよう、様々な支援や相談に努めます。	①富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画の推進	介護福祉課
	②高齢者福祉・介護サービスに関する情報提供	介護福祉課
	③介護等に関する相談業務の実施	介護福祉課
	④「富津市いきいき百歳体操」グループ等の自主活動への支援	介護福祉課
	⑤障がい者(児)への福祉サービスの提供	障がい福祉課
	⑥障がい者(児)への相談事業の実施	障がい福祉課

## (3) 様々な困難を抱えた人への支援 **重点★**

### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
様々な困難を抱えた人への支援の充実に努めます。	①生活困窮者への支援	社会福祉課
	②その他の様々な困難を抱えた人への支援	社会福祉課 障がい福祉課 健康づくり課

### 主要課題3 健やかに安心して暮らせる環境の整備

女性一人ひとりが、健康を守りながら妊娠・出産を実現するなど様々な生き方を、女性自身が自由に決められるよう、性と生殖に関する健康・権利を啓発するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない健康支援を行うため、妊娠・出産・育児に関する相談・指導等の母子保健施策の充実を図ります。

また、男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、ライフステージに応じた主体的な心身の健康管理及び保持増進に向けた、健康相談や健康学習の支援、生涯スポーツの推進等を充実します。

#### (1) 生涯を通じた女性の健康支援

##### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
女性が生涯を通じ健康な生活を送ることができるよう、思春期から更年期、高齢期に至るあらゆるライフスタイルに対応した健康支援を進めます。	①女性が自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発	健康づくり課
	②女性のライフサイクルに合わせた健康教育・指導及び健康相談の実施	健康づくり課

#### (2) 心と身体の健康づくり支援

##### 取組

施策の方向	具体的取組	担当課
心と身体の両面から健康づくりを推進するため、健康管理の重要性を啓発し、健康の増進を図ります。	①精神保健相談の実施	障がい福祉課
	②妊娠、出産、育児に関する相談の実施	健康づくり課
	③各種健康診査・検診の実施	健康づくり課
	④健康教育・指導及び健康相談の実施	健康づくり課 国民健康保険課
	⑤スポーツを通じての健康増進の推進	生涯学習課

##### 【数値目標】

指標	現状値 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
ドメスティック・バイオレンス(DV)について内容まで知っている人の割合	63.8%	70%
DVの被害を受けてもどこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)人の割合	49.0%	0%

目標欄は、次回調査を予定している令和8年度としています。

# 第5章

## 計画の推進

### 1 計画の推進

本計画は、計画の基本理念である「誰もが活躍でき幸せに暮らせるまち ぶっつ」の実現に向けて、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、市政の多岐にわたる領域で、市全体として男女共同参画の取組を進めていくものです。

計画の推進においては、富津市の男女共同参画の一層の推進を図るため、庁内における連携体制の強化や、各関係機関の果たすべき役割を明確にするとともに、市民、地域団体・事業所との連携・協働のもと、実効性のある推進体制を構築していきます。

### 2 施策の点検・評価

本計画を着実に推進し、各事業が効果的なものとなるよう、計画に基づく施策の実施状況等について、PDCAサイクルを活用し、本計画の進行管理を行います。

また、社会情勢や国・県の動向を的確に捉え、本計画の見直しを図り、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させ、施策の多角的・効率的な推進に取り組めます。

PDCAサイクルのイメージ

